

5. 良好的な景観形成のための 行為の制限に関する事項

5-1 届出対象行為基準

良好な景観の形成に関する方針を踏まえ、これを実現するため、景観計画区域内において景観に特に大きな影響を及ぼすと考えられる規模の建築行為等、また、景観形成重点区域内のほぼすべての建築行為等を対象としてその行為の制限を定める。ここでは、景観計画に定める形態、色彩等の制限を受ける建築物等、その他条例に定める行為に関する届出対象行為基準を示す。

「中之条町景観計画区域」における届出対象行為基準

中之条町景観計画区域（都市計画区域外を含む）における届出対象行為基準を以下に示す。ただし、景観形成重点区域内はこの限りではない。

区域の概要		中之条町景観計画区域のうち、景観形成重点区域を除く区域。	
行 為		届 出 の 対 象	
建築物		高さ10mを越えるもの又は3階建て以上、あるいは建築面積100m ² を超えるもの、若しくは最長部の長さが20mを超えるもの（以下、大規模建築物という） ただし、以下の事項は除く。 (1) 増改築に係る部分の面積が10m ² 以下のもの (2) 工事に必要な仮設の建築物の新築、増改築、移転若しくは撤去又は外観の模様替え若しくは色彩の変更 (3) 修繕、外観の模様替え又は色彩の変更で、行為に係る部分の面積が10m ² 以下のもの (4) 改築の際に外観の変更が伴わないもの	
工作物	◇新築、増改築、移転 又は撤去 ◇修繕、外観の模様替え又は色彩の変更	①さく、屏、擁壁の類	高さ2mかつ長さ10mを超えるもの
		②電波塔、物見塔、装飾塔の類 ③煙突、排気塔の類 ④高架水槽、冷却塔の類 ⑤鉄筋コンクリート、金属製の柱の類	高さ10mを超えるもの （建築物と一体となって設置される場合は、建築物の高さとの合計の高さとする）
		⑥電線路又は空中線系（その支持物を含む）	ライフル線であるため、 協定書により対応する 【※届出除外】

行 為		届 出 の 対 象	
工 作 物	◇新築、増改築、移転 又は撤去 ◇修繕、外観の模様替え又は色彩の変更	⑦観覧車等の遊戯施設の類 ⑧アスファルトプラント ⑨自動車車庫用の立体施設 ⑩石油等の貯蔵、処理施設 ⑪汚水処理施設等の類	高さ10m又は建築面積100m ² を超えるもの
	ただし、以下の事項は除く。 (1) 増改築後の高さが従前以下のもの (2) 工事に必要な仮設の工作物の新設、増改築、移転若しくは撤去又は外観の模様替え若しくは色彩の変更 (3) 改築の際に外観の変更が伴わないもの		
	屋外における物品の集積 又は貯蔵	高さ5m又は面積1,000m ² を超えるもの ただし、以下の事項は除く。 (1) 見通すことができない場所での集積又は貯蔵 (2) 集積又は貯蔵の期間が90日を超えないもの (3) 農林漁業を営むために必要なもの (4) 非常災害のため必要な応急措置として行うもの	
	地形の外観の変更を伴う 鉱物の掘採又は土石等の採取	面積が1,000m ² を超えるもの又は高さ5mかつ長さ10mを超える法面を生ずるもの ただし、以下の事項は除く。 (1) 非常災害のため必要な応急措置として行うもの	
	土地の区画形質の変更	面積が1,000m ² を超えるもの又は高さ5mかつ長さ10mを超える法面を生ずるもの ただし、以下の事項は除く。 (1) 工事に必要な仮設の建築物又は工作物に係るもの (2) 既存の建築物又は工作物の管理のために必要なもの (3) 農林漁業を営むために行うもの (4) 非常災害のため必要な応急措置として行うもの	

※ライフルインとなる電気工作物は、将来的に世界遺産への登録を目指している大道地区や赤岩地区、温泉街としての景観を重視する四万温泉地区において、景観阻害要因となりかねないため、景観形成重点区域内では高さ10mを超える電気工作物を届出対象行為と設定する。なお、その他の場所に電柱を設置する場合には、協定書を結ぶことで最大限景観への配慮を行うものとする。

「景観形成重点区域」における届出対象行為基準

景観形成重点区域における届出対象行為基準を以下に示す。

区域の概要		中之条町景観計画区域のうち、特に重点的に景観形成を進める区域。		
行 為		届 出 の 対 象		
建築物	◇新築、増改築、移転 又は撤去 ◇修繕、外観の模様替え又は色彩の変更	建築面積10m ² を超えるもの ただし、以下の事項は除く。 (1)工事に必要な仮設の建築物の新築、増改築、移転若しくは撤去又は外観の模様替え若しくは色彩の変更 (2)修繕、外観の模様替え又は色彩の変更で、行為に係る部分の面積が10m ² 以下のもの (3)改築の際に外観の変更が伴わないもの		
工作物	◇新築、増改築、移転 又は撤去 ◇修繕、外観の模様替え又は色彩の変更	①さく、塀、擁壁の類	高さ1.5mを超えるもの	
		②電波塔、物見塔、装飾塔の類 ③煙突、排気塔の類 ④高架水槽、冷却塔の類 ⑤鉄筋コンクリート、金属製の柱の類	高さ5mを超えるもの (建築物と一体となって設置される場合は、建築物の高さとの合計の高さとする)	
		⑥電線路又は空中線系(その支持物を含む)	高さ10mを超えるもの	
		⑦観覧車等の遊戯施設の類 ⑧アスファルトプラント ⑨自動車車庫用の立体施設 ⑩石油等の貯蔵、処理施設 ⑪汚水処理施設等の類 ⑫彫像、記念碑の類	高さ5mかつ建築面積10m ² を超えるもの	
		ただし、以下の事項は除く。 (1)工事に必要な仮設の工作物の新設、増改築、移転若しくは撤去又は外観の模様替え若しくは色彩の変更 (2)改築の際に外観の変更が伴わないもの		
屋外における物品の集積又は貯蔵		高さ1.5mかつ面積100m ² を超えるもの ただし、以下の事項は除く。 (1)見通すことができない場所での集積又は貯蔵 (2)集積又は貯蔵の期間が90日を超えないもの (3)農林漁業を営むために必要なもの (4)非常災害のため必要な応急措置として行うもの		

行 為	届 出 の 対 象
地形の外観の変更を伴う 鉱物の掘採又は土石等の 採取	高さ1.5mかつ面積300m ² を超えるもの ただし、以下の事項は除く。 (1)非常災害のため必要な応急措置として行うもの
土地の区画形質の変更	高さ1.5mかつ面積300m ² を超えるもの ただし、以下の事項は除く。 (1)工事に必要な仮設の建築物又は工作物に係るもの (2)既存の建築物又は工作物の管理のために必要なもの (3)農林漁業を営むために行うもの (4)非常災害のため必要な応急措置として行うもの
木竹の伐採又は植栽	面積1,000m ² を超えるもの ただし、以下の事項は除く。 (1)間伐、枝打ち、整枝等の木竹の保育のために通常 行われる伐採 (2)枯損した木竹又は危険な木竹の伐採 (3)木竹の仮植若しくは補植又は仮植した木竹の伐採 (4)農林漁業を営むために行うもの (5)有害鳥獣の駆除対策に係る木竹の伐採 (6)非常災害のため必要な応急措置として行うもの

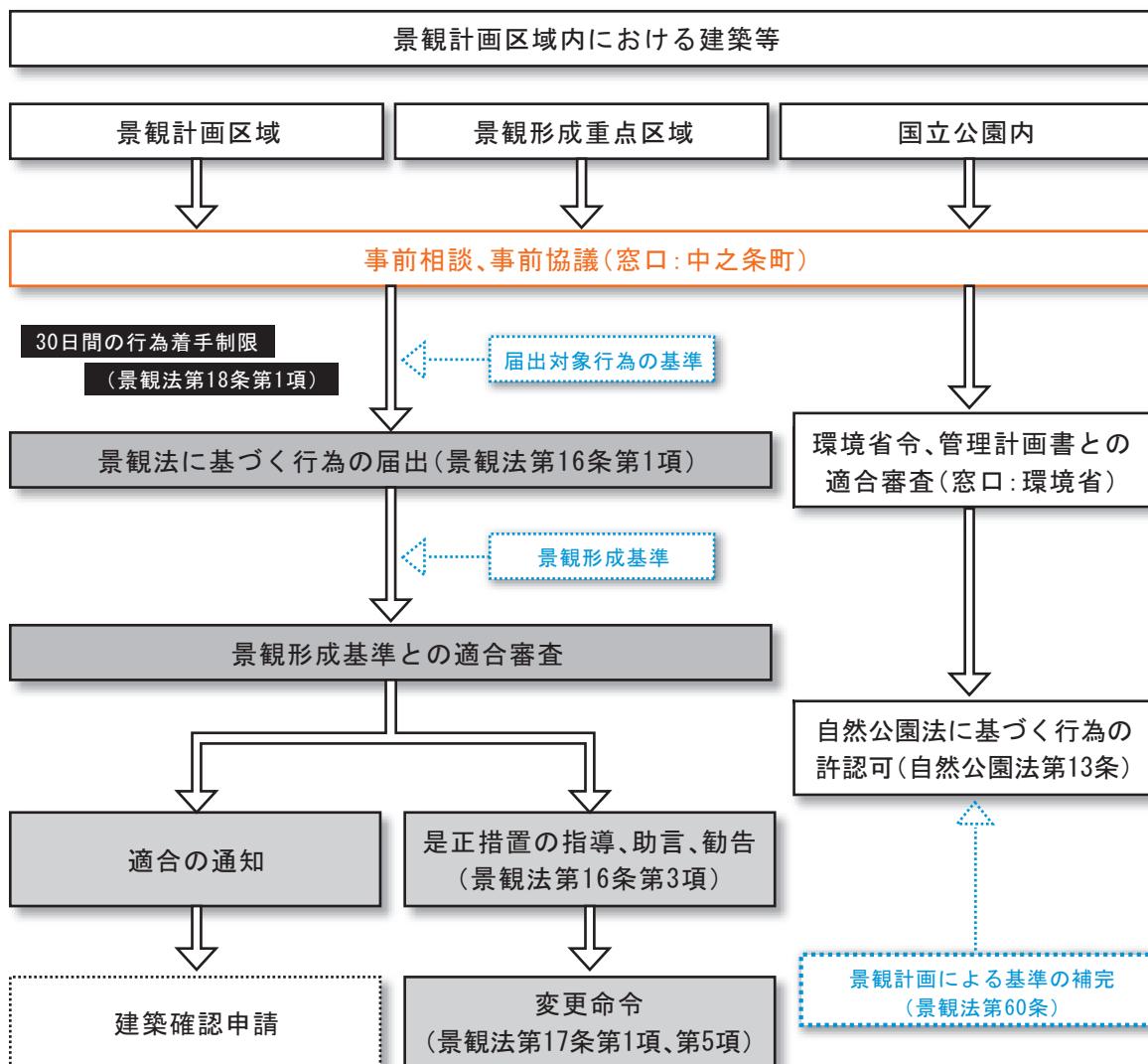
※沿道地区(四万街道、日本ロマンチック街道、長野街道、中之条停車場線、中之条湯河原線)における届出対象行為基準は、建築物及び工作物は大規模建築物等の基準に基づき、その他の事項は景観形成重点区域の基準に基づく。

※電線路又は空中線系(その支持物を含む)は、高さ10m以下は大規模建築物等と同様に協定書により対応する。

届出フロー

前述の基準に該当する行為を景観計画区域又は景観形成重点区域内で行おうとする者は、景観法の規定による届出を行う前に中之条町(建設課)と事前相談又は事前協議を行い、行為の内容の適合性や届出等の手続に関して町と相談することができる。なお、届出対象行為に該当しない場合でも、良好な景観形成につながる相談や情報提供等に対して、住民や事業者が気軽に相談できる窓口を設置し、住民とともに地域のあるべき姿を目指した景観形成に努める。

その後、景観法の規定に基づいて届出された行為については、景観形成基準と照らし合わせて適合の審査を行い、適合と認められれば当該行為に着手できる。なお、景観形成基準との適合に問題がある場合は、指導、助言又は景観法第16条第3項に規定する勧告を行う。また、景観法第18条の規定により、町が届出を受理した日から30日間(実地調査が必要な場合は最長90日間)は当該行為に着手することができない。ただし、町長が良好な景観形成に支障がないと認めたときは、その旨の通知を受理した日から着手できることから、事前協議を設置することで、町民や事業者のニーズに応えていく。



※国立公園内では、町の事前協議を実施するほか、自然公園法に基づく許認可を要する。

5-2 景観形成基準

各区域において良好な景観形成を図るため、前項において届出された行為については、第4章に示されている「景観形成のルール」を踏まえるとともに、「ふるさと風景ノート」に描かれている将来像を実現するために、以下の基準を満たすことを要するものとする。

「中之条町景観計画区域」における景観形成基準

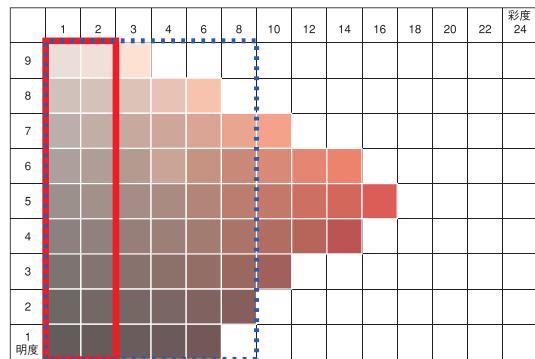
中之条町景観計画区域における行為の制限に関する内容を以下に示す。

事 項	基 準	
ふるさとに会える町 なかのじょうの景観特性	◇現在ある美しい自然やまちなみ等の景観に配慮した「ふるさとに会える町」を具体化するのに相応しい景観の一部となるように配慮する。	
位 置	◇山陵の近傍にあっては、稜線を乱さないようにし、尾根から低い位置とする。 ◇隣接地の建築物の形態や土地利用に配慮した位置とする。 ◇樹姿又は樹勢が優れた樹木や水辺等が敷地内にある場合には、一体的な整備等を行い、修景に生かせるように配置する。	
規 模	◇周囲の街並み及び周辺の景観と調和した高さ及び規模とする。 ◇自然景観地にあっては、周辺樹木の高さとの調和に配慮した高さとする	
対 象	事 項	基 準
建築物	意匠全般	◇建築物の意匠については、集落全体の雰囲気を乱さない。 ◇変化のない、単調な壁面を避け、周辺の街並みに調和する意匠とする。 ◇窓ガラスが割れるなどの老朽化に伴い、ふるさとの風景を著しく損なう建築物は、補修により景観上の配慮を行う。
	屋 根	◇周辺建築物の屋根形状に配慮し、建築物群として良好な景観となるような形状とする。
	壁面設備	◇給排水管やダクト等は、道路及び河川側の外壁に露出させないように配慮する。
	屋上設備 屋外階段 ベランダ バルコニー 開放廊下	◇外観に配慮する。
	建 具	◇建築物の外観におけるアルミやその他の金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
	付帯施設	◇まちなみ形成に留意したデザインとする。

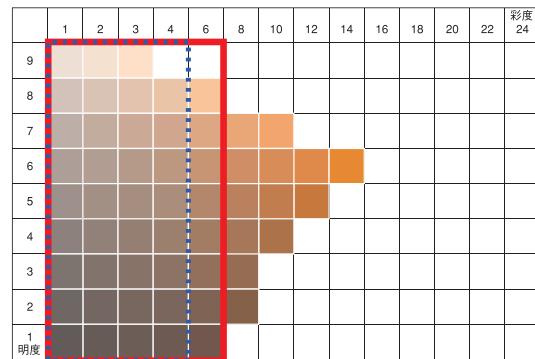
対象	事項	基準
建築物	色 彩	<p>屋根</p> <p>◇彩度9以上の色彩を使用しない。 ◇基調とする色彩は、以下の内容とする。ただし、素材色はこの限りではない。 2.5R ~ 2.5YR(2.5YRは含まない) : 彩度8以下 2.5YR ~ 2.5R(2.5Rは含まない) : 彩度4以下 N2 ~ N8.5(無彩色) : 明度2以上8.5以下</p>
		<p>外壁</p> <p>◇各立面における彩度9以上の使用は各立面積の20%以内とする。ただし、20%以内であっても模様や配色が景観上相応しくないと認められる場合には、景観アドバイザー又は景観審議会が判断を行う。 ◇基調とする色彩は、以下の内容とする。ただし、素材色はこの限りではない。 10R ~ 2.5BG(2.5BGは含まない) : 彩度6以下 2.5BG ~ 10R(10Rは含まない) : 彩度2以下 N3.5以上(無彩色) : 明度3.5以上</p>
	緑化	◇敷地内道路側の植樹、植栽に配慮する。
工作物	意匠全般	◇背景地にある自然景観を損なわないように努める。
		<p>色 彩</p> <p>◇彩度9以上を禁止する。 ◇携帯基地局の鉄塔は、以下の色彩を基調とする。 R、YR、Y: 明度3以下、彩度3以下 ◇その他の工作物は、建築物と同様の色彩を基調とする。ただし、無彩色の場合は、N3.5以上(明度3.5以上)を基調とする。</p>
	緑化	◇敷地内の植樹、植栽を行う。
屋外における物品の集積又は貯蔵	集積、貯蔵の方法及び遮蔽	<p>◇道路から見えにくいようにするため、道路から遠隔地より集積又は貯蔵を始め、目立つ場合は緑化等により遮蔽に配慮する。 ◇物品を積み上げる場合は、高さを抑え、周囲に圧迫感を与えないようにする。</p>
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石等の採取	遮蔽及び事後の措置	<p>◇採掘又は採取後の法面等は、周辺景観との調和に配慮し、十分な緑化を行う。 ◇周辺道路から目立つ場合には、緑化等により遮蔽に配慮する。</p>
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	<p>◇大規模な法面や擁壁を生じないようにする。やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、十分な緑化を行う。 ◇周辺道路から目立つ場合には、緑化等により遮蔽に配慮する。 ◇敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等を保全し、従前の近接性を維持するとともに、積極的に活用する。</p>

« 図 色彩基準 »

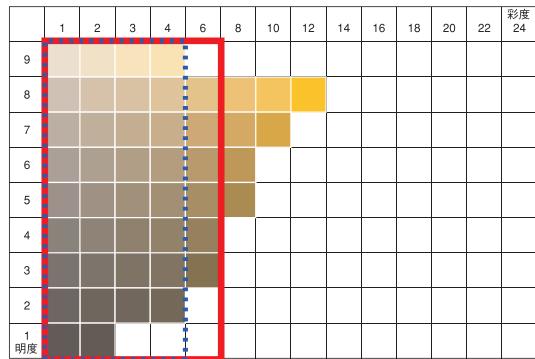
2.5R



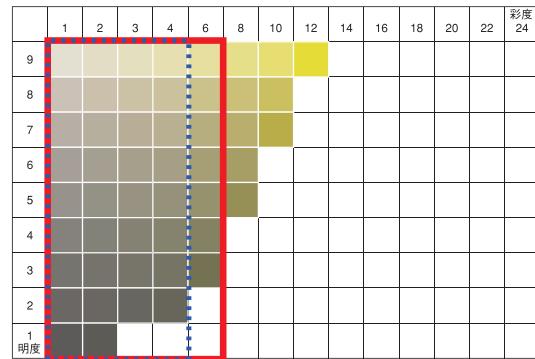
2.5YR



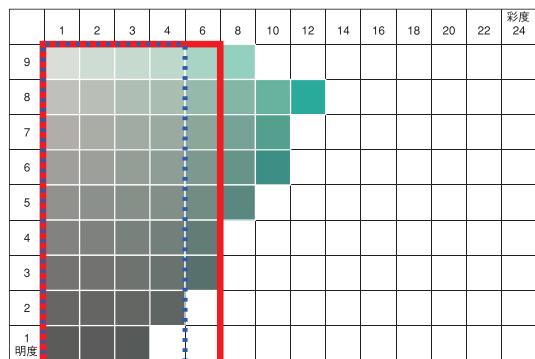
2.5Y



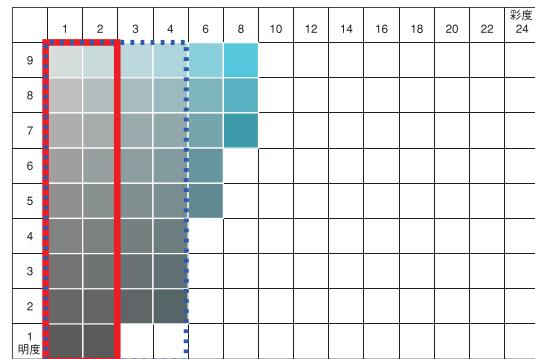
2.5GY

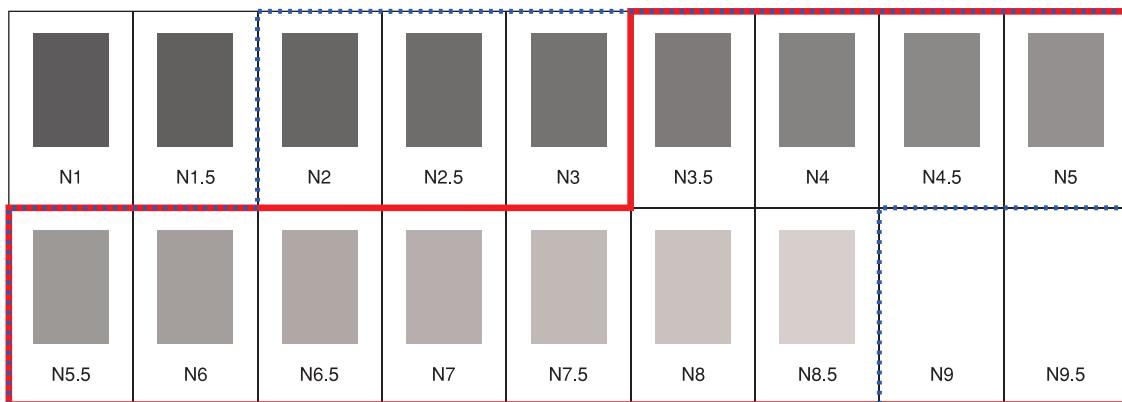
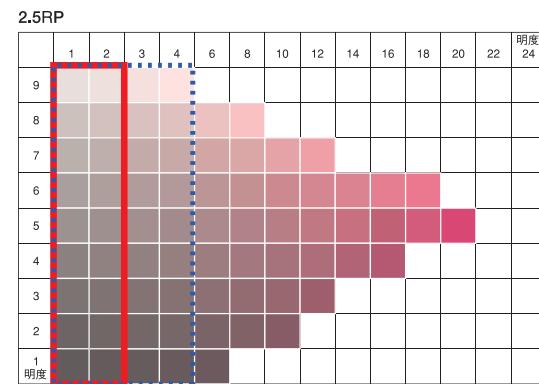
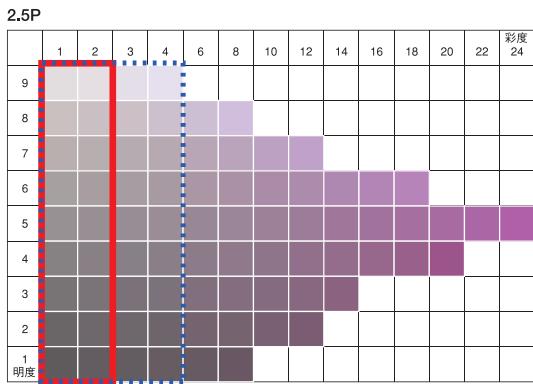
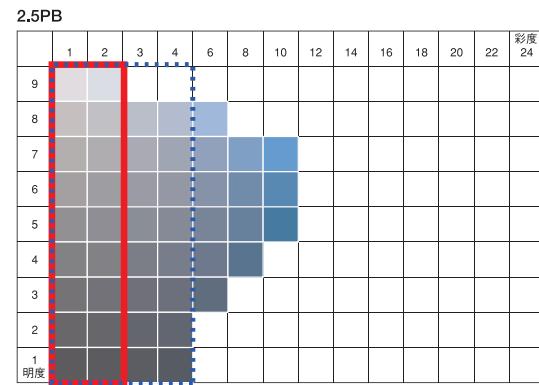
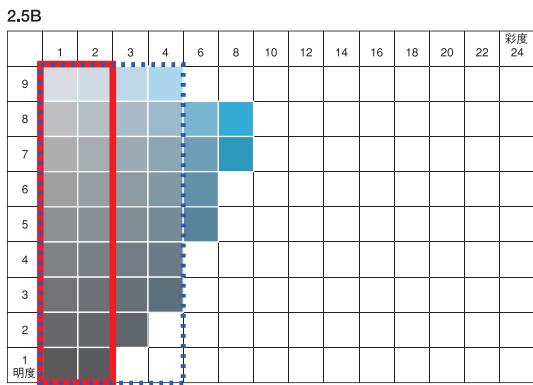


2.5G



2.5BG





屋根に使用する色彩の推奨範囲



外壁に使用する色彩の推奨範囲

※代表的な色相別の制限基準を示している。

「景観形成重点区域」における景観形成基準

四万温泉地区

四万温泉地区における行為の制限に関する内容を以下に示す(四万温泉地区については、自然公園法に基づく国立公園管理計画書が策定されており、この規制内容に対して、以下の内容を付け加える)。

事 項	基 準	
ふるさとに会える町 なかのじょうの景観特性	<ul style="list-style-type: none"> ◇現在ある美しい自然やまちなみ等の景観に配慮した「ふるさとに会える町」を具体化するのに相応しい景観の一部となるように配慮する。 ◇道路や河川に面する部分(ファーサード)は温泉地に相応しい安らぎと賑わいを感じることができるように工夫する。 	
位 置	<ul style="list-style-type: none"> ◇山陵の近傍にあっては、稜線を乱さないようにし、尾根から低い位置とする。 ◇隣接地の建築物の形態や土地利用に配慮した位置とする。 ◇樹姿又は樹勢が優れた樹木や水辺等が敷地内にある場合には、一体的な整備等を行い、修景に生かせるように配置する。 	
規 模	<ul style="list-style-type: none"> ◇周囲の街並み及び周辺の景観と調和した高さ及び規模とする。 ◇自然景観地にあっては、周辺樹木の高さとの調和に配慮した高さとする。 	
対 象	事 項	基 準
建築物	意匠全般	<ul style="list-style-type: none"> ◇建築物の意匠については、集落全体の雰囲気を乱さない。 ◇変化のない、単調な壁面を避け、周辺の街並みに調和する意匠とする。 ◇窓ガラスが割れるなどの老朽化に伴い、ふるさとの風景を著しく損なう建築物は、補修により景観上の配慮を行う。 ◇軒先の高さを揃えるなど、沿道景観に配慮する。 ◇道路に面する部分は開口部を設けて、ショーウィンドウ等により、観光客にアピールできる空間とする。
	屋 根	<ul style="list-style-type: none"> ◇周辺建築物の屋根形状に配慮し、建築物群として良好な景観となるような形状とする。
	壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> ◇給排水管やダクト等は、道路及び河川側の外壁に露出させないように配慮する。
	屋上設備 屋外階段 ベランダ バルコニー 開放廊下	<ul style="list-style-type: none"> ◇外観に配慮する。

対象		事項	基準
建築物	意匠形態	建具	◇建築物の外観におけるアルミやその他の金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
		付帯施設	◇まちなみ形成に留意したデザインとする。
	緑化		◇敷地内道路側の植樹、植栽に配慮する。
工作物	意匠全般		◇背景地にある自然景観を損なわないように努める。 ◇周囲の景観への影響を十分に検討し、意匠等を工夫する。
	緑化		◇敷地内の植樹、植栽を行う。
屋外における物品の集積又は貯蔵	集積、貯蔵の方法及び遮蔽		◇道路から見えにくいようにするため、道路から遠隔地より集積又は貯蔵を始め、目立つ場合は緑化等により遮蔽に配慮する。 ◇物品を積み上げる場合は、高さを抑え、周囲に圧迫感を与えないようにする。
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石等の採取	遮蔽及び事後の措置		◇採掘又は採取後の法面等は、周辺景観との調和に配慮し、十分な緑化を行う。 ◇周辺道路から目立つ場合には、緑化等により遮蔽に配慮する。
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化		◇大規模な法面や擁壁を生じないようにする。やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、十分な緑化を行う。 ◇周辺道路から目立つ場合には、緑化等により遮蔽に配慮する。 ◇敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等を保全し、従前の近接性を維持するとともに、積極的に活用する。
木竹の伐採又は植栽			◇木竹の樹種、樹齢、樹形、生態系等を考慮し、価値の高いものや地域のシンボルとして親しまれているものは伐採しない。やむを得ず、伐採する必要が生じた場合は、必要最低限の伐採に留める。 ◇大規模な伐採を行った場合には、その周辺景観が良好に維持できるように代替措置を講じる。

伊参地区

伊参地区における行為の制限に関する内容を以下に示す。

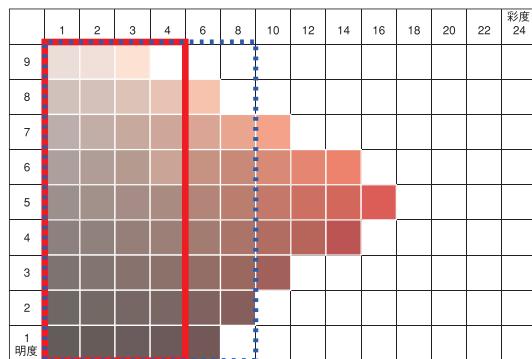
事 項	基 準	
ふるさとに会える町 なかのじょうの景観特性	<ul style="list-style-type: none"> ◇現在ある美しい自然やまちなみ等の景観に配慮した「ふるさとに会える町」を具体化するのに相応しい景観の一部となるように配慮する。 ◇背後地の自然景観と農地との調和に配慮する。 	
位 置	<ul style="list-style-type: none"> ◇山陵の近傍にあっては、稜線を乱さないようにし、尾根から低い位置とする。 ◇隣接地の建築物の形態や土地利用に配慮した位置とする。 ◇樹姿又は樹勢が優れた樹木や水辺等が敷地内にある場合には、一体的な整備等を行い、修景に生かせるよう配置する。 	
規 模	<ul style="list-style-type: none"> ◇周囲の街並み及び周辺の景観と調和した高さ及び規模とする。 ◇自然景観地にあっては、周辺樹木の高さとの調和に配慮した高さとする。 	
対 象	事 項	基 準
建築物	意匠全般	<ul style="list-style-type: none"> ◇建築物の意匠については、集落全体の雰囲気を乱さない。 ◇変化のない、単調な壁面を避け、周辺の街並みに調和する意匠とする。 ◇窓ガラスが割れるなどの老朽化に伴い、ふるさとの風景を著しく損なう建築物は、補修により景観上の配慮を行う。
	屋 根	<ul style="list-style-type: none"> ◇周辺建築物の屋根形状に配慮し、建築物群として良好な景観となるような形状とする。 ◇建築物の屋根は、陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
	壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> ◇給排水管やダクト等は、道路及び河川側の外壁に露出させないように配慮する。
	屋上設備 屋外階段 ベランダ バルコニー 開放廊下	<ul style="list-style-type: none"> ◇外観に配慮する。
	建 具	<ul style="list-style-type: none"> ◇建築物の外観におけるアルミやその他の金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
	付帯施設	<ul style="list-style-type: none"> ◇まちなみ形成に留意したデザインとする。

対象	事項	基準
建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ◇彩度9以上の色彩を使用しない。 ◇基調とする色彩は、以下の内容とする。ただし、素材色はこの限りではない。 <p>10R～10B(10Bは含まない) : 彩度4以下 10B～10R(10Rは含まない) : 彩度8以下 N2～N8.5(無彩色) : 明度2以上8.5以下</p>
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ◇彩度9以上の色彩を使用しない。 ◇基調とする色彩は、以下の内容とする。ただし、素材色はこの限りではない。 <p>5YR～5Y(5Yは含まない) : 彩度6以下 5Y～5YR(5YRは含まない) : 彩度4以下 N3.5以上(無彩色) : 明度3.5以上</p>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ◇敷地内道路側の植樹、植栽に配慮する。
工作物	意匠全般	<ul style="list-style-type: none"> ◇背景地にある自然景観を損なわないように努める。 ◇周囲の景観への影響を十分に検討し、意匠等を工夫する。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ◇彩度9以上を禁止する。 ◇携帯基地局の鉄塔は、以下の色彩を基調とする。 R、YR、Y: 明度3以下、彩度3以下 ◇その他の工作物は、建築物と同様の色彩を基調とする。ただし、無彩色の場合は、N3.5以上(明度3.5以上)を基調とする。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ◇敷地内の植樹、植栽を行う。
屋外における物品の集積又は貯蔵	集積、貯蔵の方法及び遮蔽	<ul style="list-style-type: none"> ◇道路から見えにくいようにするため、道路から遠隔地より集積又は貯蔵を始め、目立つ場合は緑化等により遮蔽に配慮する。 ◇物品を積み上げる場合は、高さを抑え、周囲に圧迫感を与えないようにする。
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石等の採取	遮蔽及び事後の措置	<ul style="list-style-type: none"> ◇採掘又は採取後の法面等は、周辺景観との調和に配慮し、十分な緑化を行う。 ◇周辺道路から目立つ場合には、緑化等により遮蔽に配慮する。
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> ◇大規模な法面や擁壁を生じないようにする。やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、十分な緑化を行う。 ◇周辺道路から目立つ場合には、緑化等により遮蔽に配慮する。 ◇敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等を保全し、従前の近接性を維持するとともに、積極的に活用する。

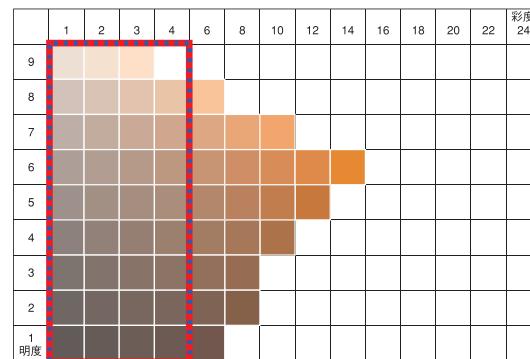
事 項	基 準
木竹の伐採又は植栽	<p>◇木竹の樹種、樹齢、樹形、生態系等を考慮し、価値の高いものや地域のシンボルとして親しまれているものは伐採しない。やむを得ず、伐採する必要が生じた場合は、必要最低限の伐採に留める。</p> <p>◇大規模な伐採を行った場合には、その周辺景観が良好に維持できるように代替措置を講じる。</p>

« 図 色彩基準 »

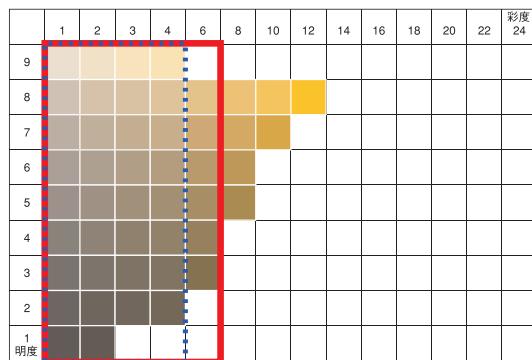
2.5R



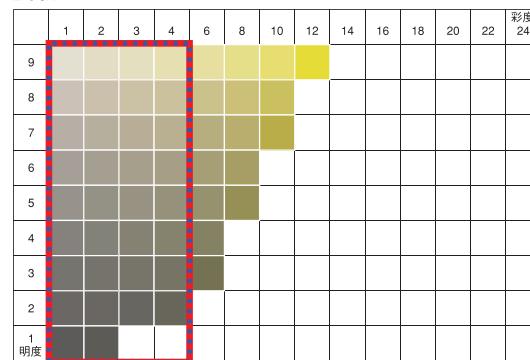
2.5YR



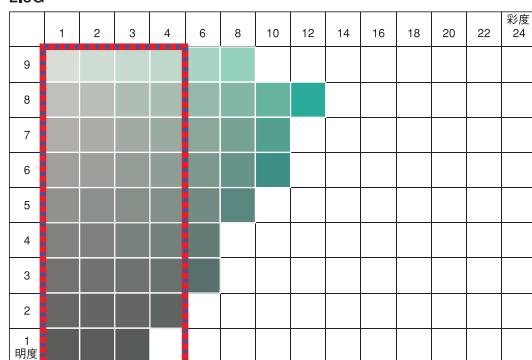
2.5Y



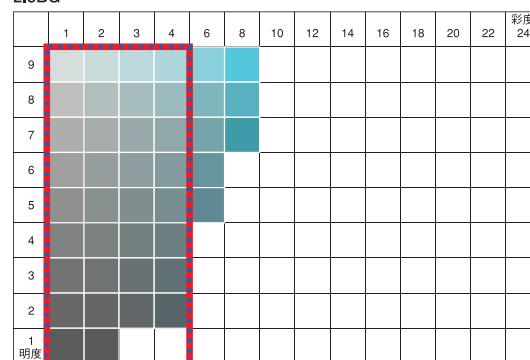
2.5GY

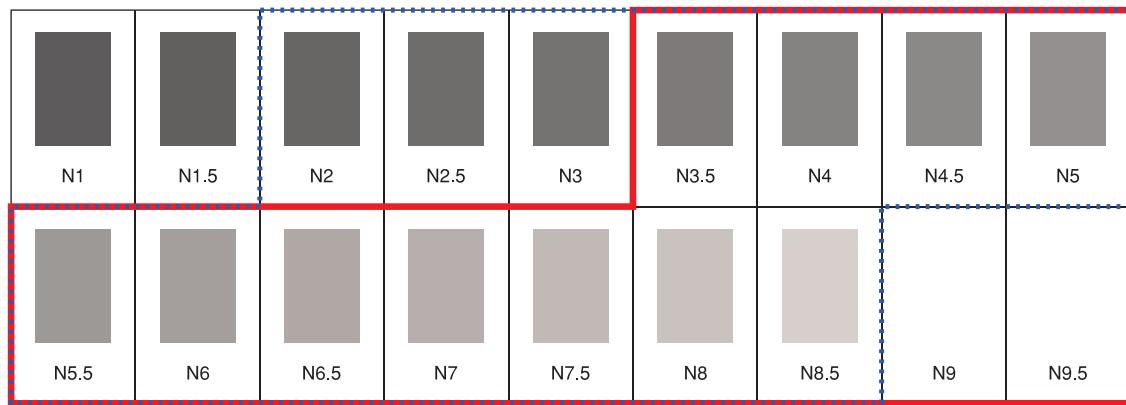
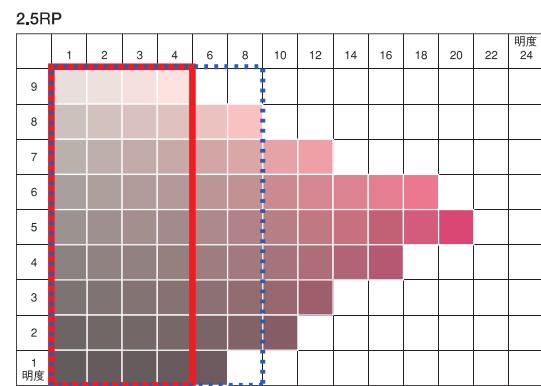
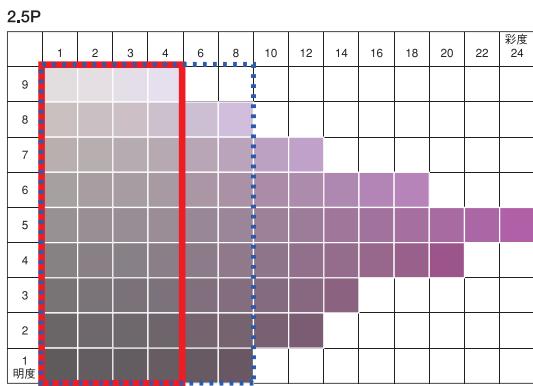
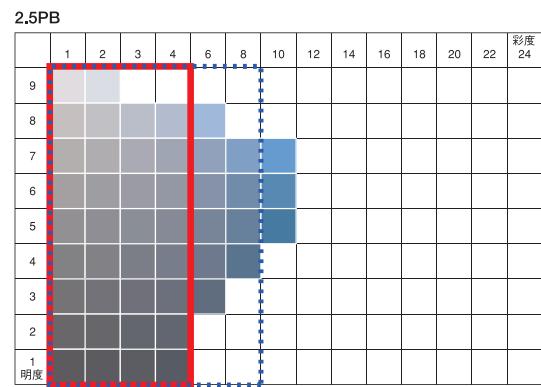
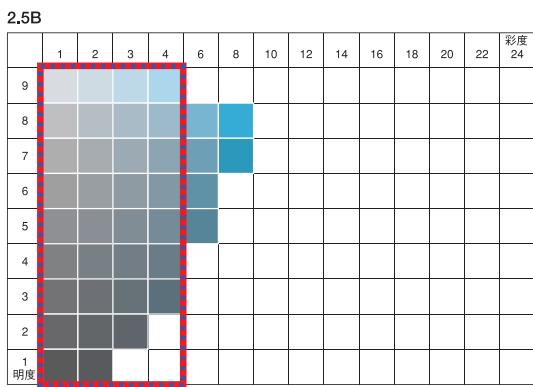


2.5G



2.5BG





屋根に使用する色彩の推奨範囲

外壁に使用する色彩の推奨範囲

※代表的な色相別の制限基準を示している。

富沢家住宅周辺地区

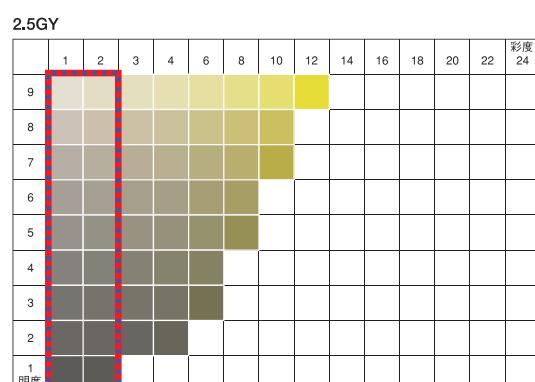
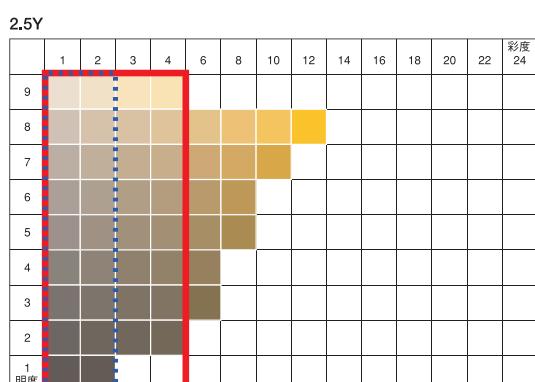
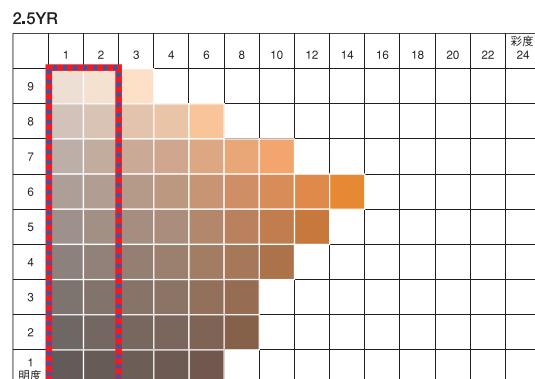
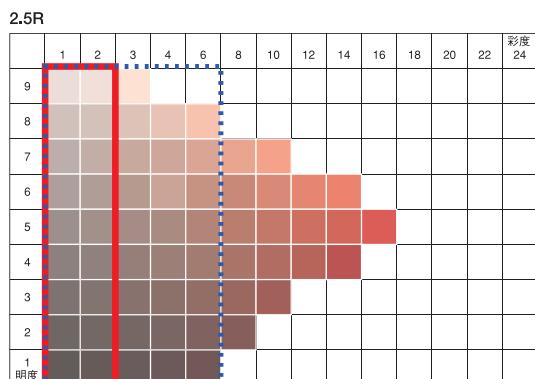
富沢家住宅周辺地区における行為の制限に関する内容を以下に示す。

事 項	基 準	
ふるさとに会える町 なかのじょうの景観特性	<ul style="list-style-type: none"> ◇国指定重要文化財である富沢家住宅が位置する集落地であり、養蚕業の歴史を後世に伝えるために、歴史ある民家のある風景を残していく。 ◇桑畑をはじめ、起伏のある地形を活かした農地と一体となった集落の風景を残していく。 	
位 置	<ul style="list-style-type: none"> ◇山陵の近傍にあっては、稜線を乱さないようにし、尾根から低い位置とする。 ◇隣接地の建築物の形態や土地利用に配慮した位置とする。 ◇樹姿又は樹勢が優れた樹木や水辺等が敷地内にある場合には、一体的な整備等を行い、修景に生かせるように配置する。 ◇現在の建築物の位置、道路からの距離を可能な限り変更せず、道路からの景観を保全する。 	
規 模	<ul style="list-style-type: none"> ◇周囲の街並み及び周辺の景観と調和した高さ及び規模とする。 ◇自然景観地にあっては、周辺樹木の高さとの調和に配慮した高さとする。 	
	◇建築物や工作物の高さは、Iの範囲は、15mを越えないようにする。ただし、既存の建築物等の改築、修繕はこの限りではない。	◇建築物や工作物の高さは、IIの範囲は、15mを越えないように配慮する。ただし、既存の建築物等の改築、修繕はこの限りではない。
対 象	事 項	基 準
建築物	意匠全般	<ul style="list-style-type: none"> ◇建築物の意匠については、集落全体の雰囲気を乱さない。 ◇変化のない、単調な壁面を避け、周辺の街並みに調和する意匠とする。 ◇窓ガラスが割れるなどの老朽化に伴い、ふるさとの風景を著しく損なう建築物は、補修により景観上の配慮を行う。
	屋 根	◇周辺建築物の屋根形状に配慮し、建築物群として良好な景観となるような形状とする。
	壁面設備	◇給排水管やダクト等は、道路及び河川側の外壁に露出させないように配慮する。
	屋上設備 屋外階段 ベランダ バルコニー 開放廊下	◇外観に配慮する。

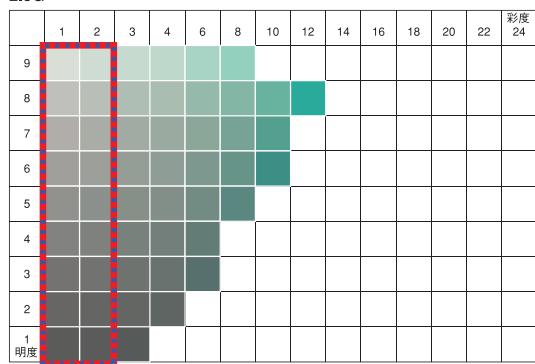
対象		事項	基準		
建築物	意匠形態	建 具	◇建築物の外観におけるアルミやその他の金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。		
		付帯施設	◇まちなみ形成に留意したデザインとする。		
	色彩	屋 根	◇彩度9以上の色彩を使用しない。		
			◇Iの範囲は、以下の色彩を使用する。ただし、素材色はこの限りではない。 10R～10B(10Bは含まない):彩度2以下 10B～10R(10Rは含まない):彩度6以下 N2～N8.5(無彩色):明度2以上8.5以下	◇IIの範囲は、以下の色彩を基調とする。ただし、素材色はこの限りではない。 10R～10B(10Bは含まない):彩度2以下 10B～10R(10Rは含まない):彩度6以下 N2～N8.5(無彩色):明度2以上8.5以下	
		外 壁	◇彩度9以上の色彩を使用しない。		
			◇Iの範囲は、以下の色彩を使用する。ただし、素材色はこの限りではない。 5YR～5Y(5Yは含まない):彩度4以下 5Y～5YR(5YRは含まない):彩度2以下 N3.5以上(無彩色):明度3.5以上	◇IIの範囲は、以下の色彩を基調とする。ただし、素材色はこの限りではない。 5YR～5Y(5Yは含まない):彩度4以下 5Y～5YR(5YRは含まない):彩度2以下 N3.5以上(無彩色):明度3.5以上	
	緑 化		◇敷地内道路側の植樹、植栽に配慮する。		
工作物	意匠全般		◇背景地にある自然景観を損なわないように努める。 ◇周囲の景観への影響を十分に検討し、意匠等を工夫する。		
	色 彩		◇彩度9以上を禁止する。 ◇携帯基地局の鉄塔は、以下の色彩を基調とする。 R、YR、Y:明度3以下、彩度3以下 ◇その他の工作物は、建築物と同様の色彩を基調とする。ただし、無彩色の場合は、N3.5以上(明度3.5以上)を基調とする。		
	緑 化		◇敷地内の植樹、植栽を行う。		
屋外における 物品の集積又 は貯蔵	集積、貯蔵の 方法及び遮蔽	◇道路から見えにくくするため、道路から遠隔地より集積又は貯蔵を始め、目立つ場合は緑化等により遮蔽に配慮する。 ◇物品を積み上げる場合は、高さを抑え、周囲に圧迫感を与えないようにする。			

対象	事項	基準
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石等の採取	遮蔽及び事後の措置	<ul style="list-style-type: none"> ◇採掘又は採取後の法面等は、周辺景観との調和に配慮し、十分な緑化を行う。 ◇周辺道路から目立つ場合には、緑化等により遮蔽に配慮する。
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> ◇大規模な法面や擁壁を生じないようにする。やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、十分な緑化を行う。 ◇周辺道路から目立つ場合には、緑化等により遮蔽に配慮する。 ◇敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等を保全し、従前の近接性を維持するとともに、積極的に活用する。
木竹の伐採又は植栽		<ul style="list-style-type: none"> ◇木竹の樹種、樹齢、樹形、生態系等を考慮し、価値の高いものや地域のシンボルとして親しまれているものは伐採しない。やむを得ず、伐採する必要が生じた場合は、必要最低限の伐採に留める。 ◇大規模な伐採を行った場合には、その周辺景観が良好に維持できるように代替措置を講じる。

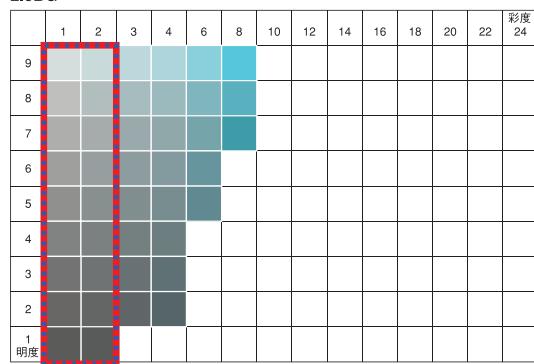
« 図 色彩基準 »



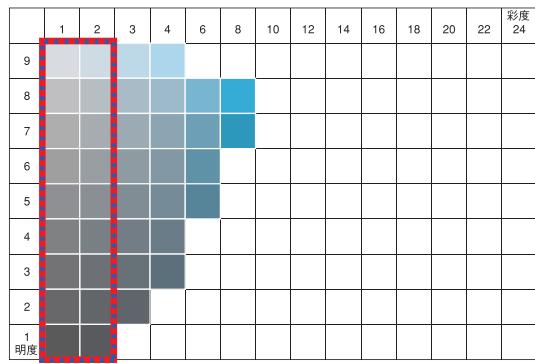
2.5G



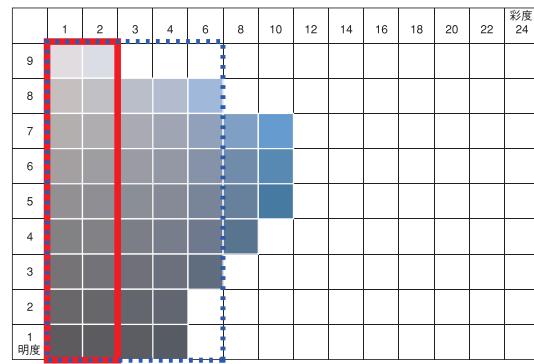
2.5BG



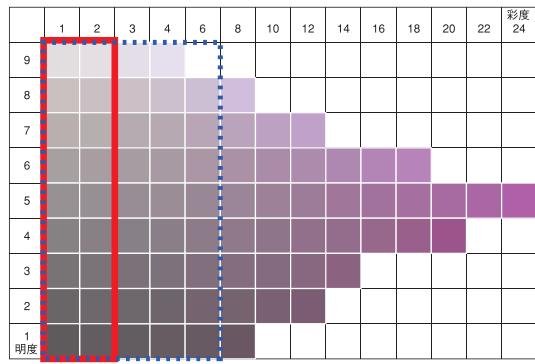
2.5B



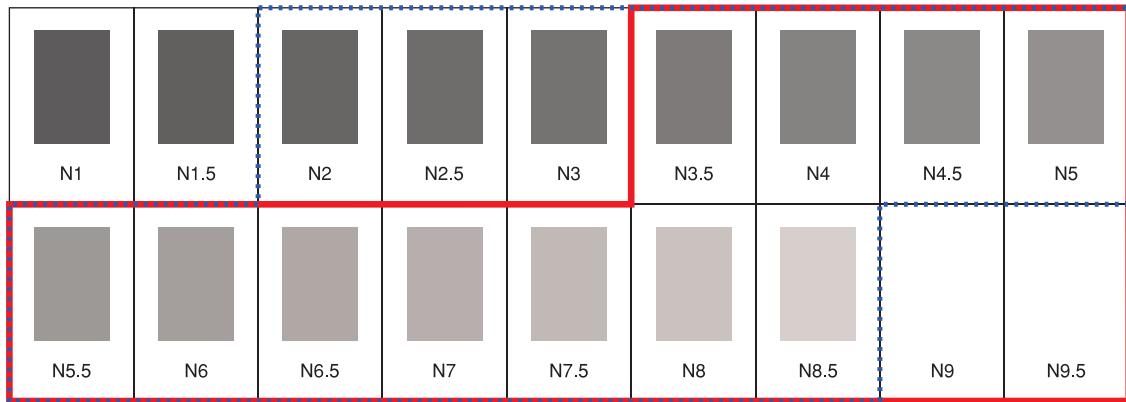
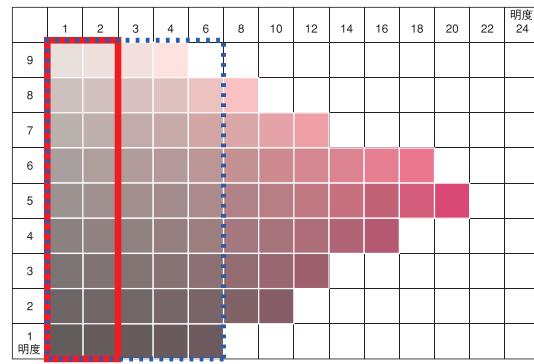
2.5PB



2.5P



2.5RP



屋根に使用する色彩の推奨範囲



外壁に使用する色彩の推奨範囲

※代表的な色相別の制限基準を示している。

東谷(柄窪)風穴周辺地区

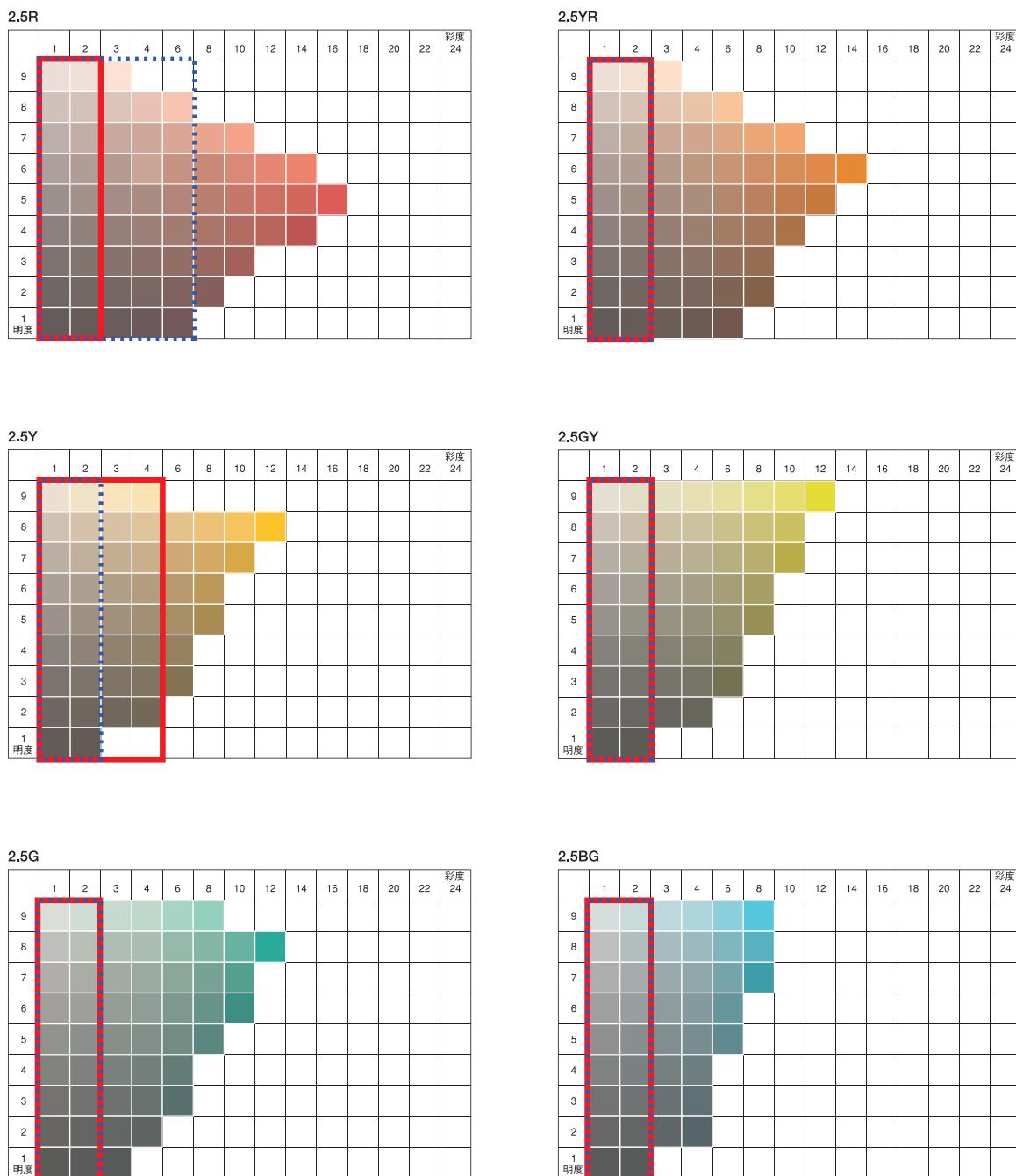
東谷(柄窪)風穴地区における行為の制限に関する内容を以下に示す。

事 項	基 準	
ふるさとに会える町 なかのじょうの景観特性	◇国指定史跡である東谷(柄窪)風穴が位置する地区であり、養蚕業の歴史を後世に伝えるために、現状の山間の樹林地の雰囲気を保全する。	
位 置	◇山陵の近傍にあっては、稜線を乱さないようにし、尾根から低い位置とする。 ◇隣接地の建築物の形態や土地利用に配慮した位置とする。 ◇樹姿又は樹勢が優れた樹木や水辺等が敷地内にある場合には、これを積極的に保全し、修景に生かせるように配置する。	
規 模	◇周囲の街並み及び周辺の景観と調和した高さ及び規模とする。 ◇自然景観地にあっては、周辺樹木の高さとの調和に配慮した高さとする。 ◇建築物や工作物の高さは、10mを越えないようにする。 ◇建築物の建築面積は100m ² を越えないようにする。	
対 象	事 項	基 準
建築物 意匠形態	意匠全般	◇周囲の樹林地における自然景観に馴染むようにする。 ◇変化のない、単調な壁面を避け、周辺の街並みに調和する意匠とする。 ◇窓ガラスが割れるなどの老朽化に伴い、ふるさとの風景を著しく損なう建築物は、補修により景観上の配慮を行う。
	屋 根	◇周辺建築物の屋根形状に配慮し、建築物群として良好な景観となるような形状とする。 ◇建築物の屋根は、陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。
	壁面設備	◇給排水管やダクト等は、道路及び河川側の外壁に露出させないように配慮する。
	屋上設備 屋外階段 ベランダ バルコニー 開放廊下	◇外観に配慮する。
	建 具	◇建築物の外観におけるアルミやその他の金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
	付帯施設	◇まちなみ形成に留意したデザインとする。

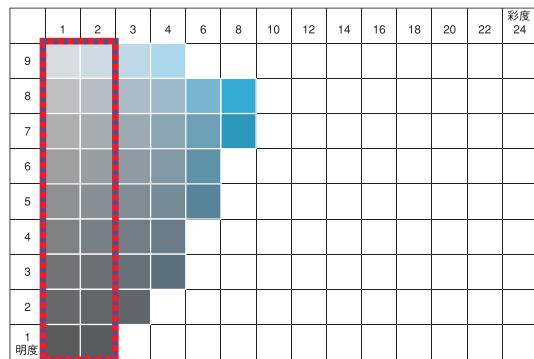
対象	事項	基準
建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ◇彩度9以上の色彩を使用しない。 ◇基調とする色彩は、以下の内容とする。ただし、素材色はこの限りではない。 <p>10R ~ 10B(10Bは含まない):彩度2以下 10B ~ 10R(10Rは含まない):彩度6以下 N2 ~ N8.5(無彩色):明度2以上8.5以下</p>
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ◇彩度9以上の色彩を使用しない。 ◇基調とする色彩は、以下の内容とする。ただし、素材色はこの限りではない。 <p>5YR ~ 5Y(5Yは含まない):彩度4以下 5Y ~ 5YR(5YRは含まない):彩度2以下 N3.5以上(無彩色):明度3.5以上</p>
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ◇敷地内道路側の植樹、植栽に配慮する。
工作物	意匠全般	<ul style="list-style-type: none"> ◇背景地にある自然景観を損なわないように努める。 ◇周囲の景観への影響を十分に検討し、意匠等を工夫する。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ◇彩度9以上を禁止する。 ◇携帯基地局の鉄塔は、以下の色彩を基調とする。 R、YR、Y:明度3以下、彩度3以下 ◇その他の工作物は、建築物と同様の色彩を基調とする。ただし、無彩色の場合は、N3.5以上(明度3.5以上)を基調とする。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ◇敷地内の植樹、植栽を行う。
屋外における物品の集積又は貯蔵	集積、貯蔵の方法及び遮蔽	<ul style="list-style-type: none"> ◇道路から見えにくいようにするために、道路から遠隔地より集積又は貯蔵を始め、目立つ場合は緑化等により遮蔽に配慮する。 ◇物品を積み上げる場合は、高さを抑え、周囲に圧迫感を与えないようにする。
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石等の採取	遮蔽及び事後の措置	<ul style="list-style-type: none"> ◇採掘又は採取後の法面等は、周辺景観との調和に配慮し、十分な緑化を行う。 ◇周辺道路から目立つ場合には、緑化等により遮蔽に配慮する。
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> ◇大規模な法面や擁壁を生じないようにする。やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、十分な緑化を行う。 ◇周辺道路から目立つ場合には、緑化等により遮蔽に配慮する。 ◇敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等を保全し、従前の近接性を維持するとともに、積極的に活用する。

事 項	基 準
木竹の伐採又は植栽	<p>◇木竹の樹種、樹齢、樹形、生態系等を考慮し、価値の高いものや地域のシンボルとして親しまれているものは伐採しない。やむを得ず、伐採する必要が生じた場合は、必要最低限の伐採に留める。</p> <p>◇大規模な伐採を行った場合には、その周辺景観が良好に維持できるように代替措置を講じる。</p>

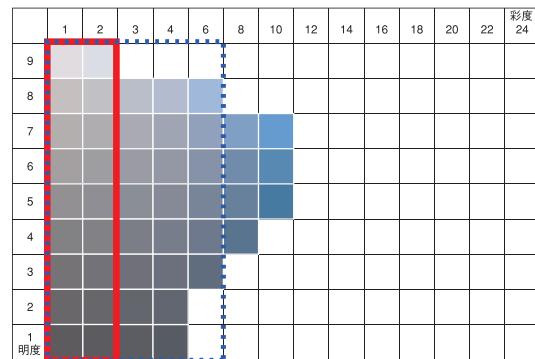
『図 色彩基準』



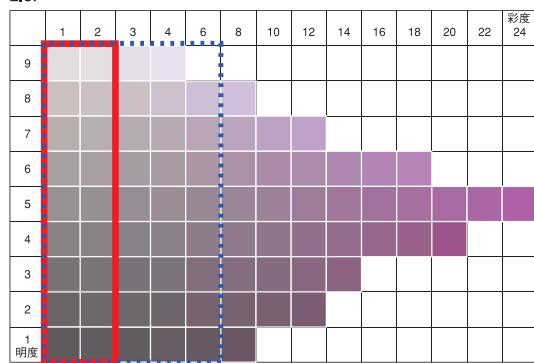
2.5B



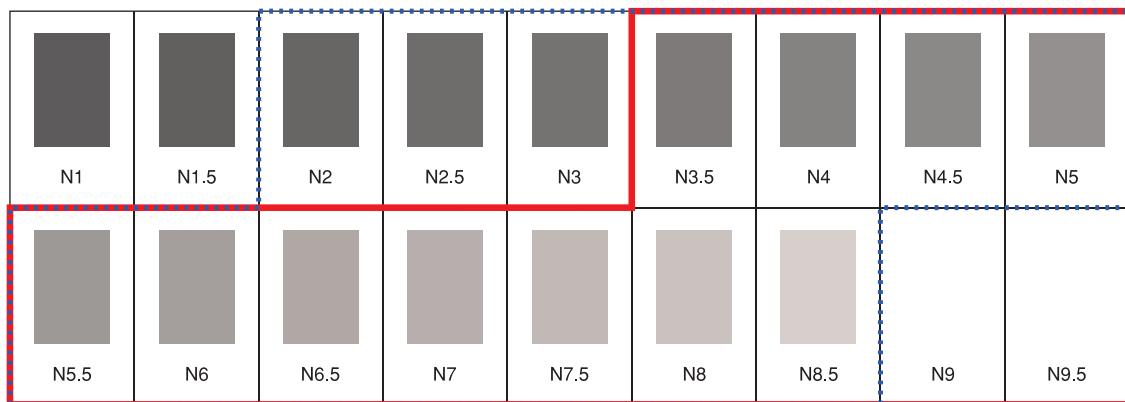
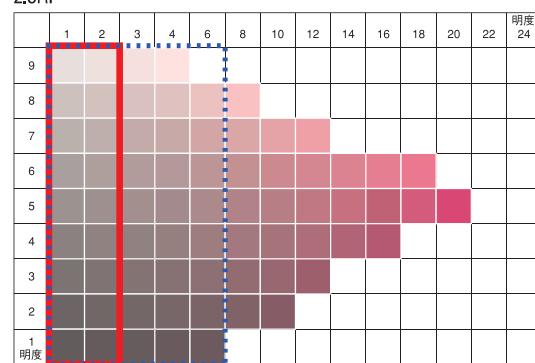
2.5PB



2.5P



2.5RP



※代表的な色相別の制限基準を示している。

王子原地区

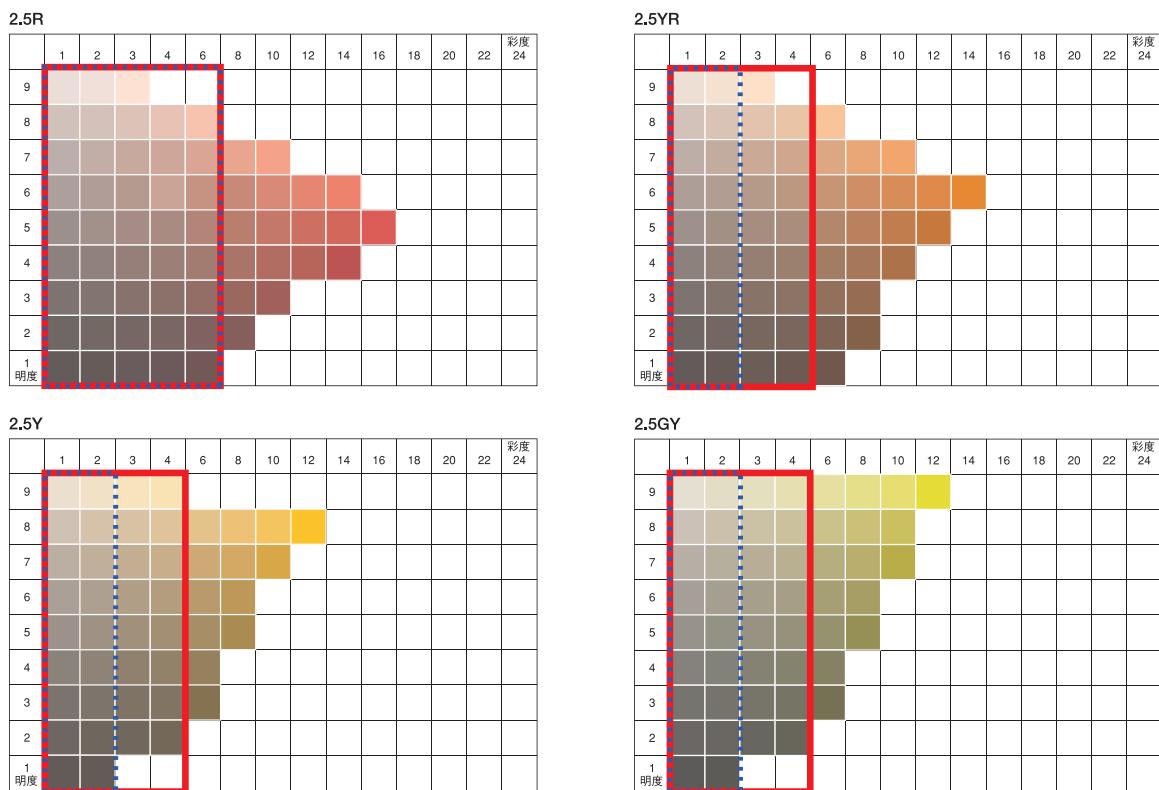
王子原地区における行為の制限に関する内容を以下に示す。

事 項	基 準	
ふるさとに会える町 なかのじょうの景観特性	◇現在ある美しい自然やまちなみ等の景観に配慮した「ふるさとに会える町」を具体化するのに相応しい景観の一部となるように配慮する。	
位 置	◇山陵の近傍にあっては、稜線を乱さないようにし、尾根から低い位置とする。 ◇隣接地の建築物の形態や土地利用に配慮した位置とする。 ◇樹姿又は樹勢が優れた樹木や水辺等が敷地内にある場合には、一体的な整備等を行い、修景に生かせるように配置する。	
規 模	◇周囲の街並み及び周辺の景観と調和した高さ及び規模とする。 ◇自然景観地にあっては、周辺樹木の高さとの調和に配慮した高さとする。 ◇周囲に圧迫感を与えないように空地を確保する。なお、高層の場合には、十分な空地を確保する。	
対 象	事 項	基 準
建築物 意匠形態	意匠全般	◇建築物の意匠については、集落全体の雰囲気を乱さない。 ◇変化のない、単調な壁面を避け、周辺の街並みに調和する意匠とする。 ◇窓ガラスが割れるなどの老朽化に伴い、ふるさとの風景を著しく損なう建築物は、補修により景観上の配慮を行う。
	屋 根	◇周辺建築物の屋根形状に配慮し、建築物群として良好な景観となるような形状とする。
	壁面設備	◇給排水管やダクト等は、道路及び河川側の外壁に露出させないように配慮する。
	屋上設備 屋外階段 ベランダ バルコニー 開放廊下	◇外観に配慮する。
	建 具	◇建築物の外観におけるアルミやその他の金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
	付帯施設	◇まちなみ形成に留意したデザインとする。

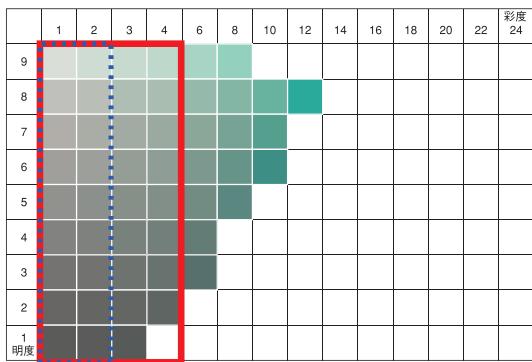
対象	事項	基準
建築物	屋根	<p>◇彩度9以上の色彩を使用しない。</p> <p>◇基調とする色彩は、以下の内容とする。ただし、素材色はこの限りではない。</p> <p>10R～10B(10Bは含まない)：彩度2以下 10B～10R(10Rは含まない)：彩度6以下 N2～N8.5(無彩色)：明度2以上8.5以下</p>
	外壁	<p>◇各立面における彩度9以上の使用は各立面積の20%以内とする。ただし、20%以内であっても模様や配色が景観上相応しくないと認められる場合には、景観アドバイザー又は景観審議会が判断を行う。</p> <p>◇基調とする色彩は、以下の内容とする。ただし、素材色はこの限りではない。</p> <p>2.5YR～7.5B(7.5Bは含まない)：彩度4以下 7.5B～2.5YR(2.5YRは含まない)：彩度6以下 N3.5以上(無彩色)：明度3.5以上</p>
	緑化	◇敷地内道路側の植樹、植栽に配慮する。
工作物	意匠全般	<p>◇背景地にある自然景観を損なわないように努める。</p> <p>◇周囲の景観への影響を十分に検討し、意匠等を工夫する。</p>
	色彩	<p>◇彩度9以上を禁止する。</p> <p>◇携帯基地局の鉄塔は、以下の色彩を基調とする。 R、YR、Y：明度3以下、彩度3以下</p> <p>◇その他の工作物は、建築物と同様の色彩を基調とする。ただし、無彩色の場合は、N3.5以上(明度3.5以上)を基調とする。</p>
	緑化	◇敷地内の植樹、植栽を行う。
屋外における物品の集積又は貯蔵	集積、貯蔵の方法及び遮蔽	<p>◇道路から見えにくいようにするため、道路から遠隔地より集積又は貯蔵を始め、目立つ場合は緑化等により遮蔽に配慮する。</p> <p>◇物品を積み上げる場合は、高さを抑え、周囲に圧迫感を与えないようにする。</p>
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石等の採取	遮蔽及び事後の措置	<p>◇採掘又は採取後の法面等は、周辺景観との調和に配慮し、十分な緑化を行う。</p> <p>◇周辺道路から目立つ場合には、緑化等により遮蔽に配慮する。</p>

対象	事項	基準
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	<p>◇大規模な法面や擁壁を生じないようにする。やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、十分な緑化を行う。</p> <p>◇周辺道路から目立つ場合には、緑化等により遮蔽に配慮する。</p> <p>◇敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等を保全し、従前の近接性を維持するとともに、積極的に活用する。</p>
木竹の伐採又は植栽		<p>◇木竹の樹種、樹齢、樹形、生態系等を考慮し、価値の高いものや地域のシンボルとして親しまれているものは伐採しない。やむを得ず、伐採する必要が生じた場合は、必要最低限の伐採に留める。</p> <p>◇大規模な伐採を行った場合には、その周辺景観が良好に維持できるように代替措置を講じる。</p>

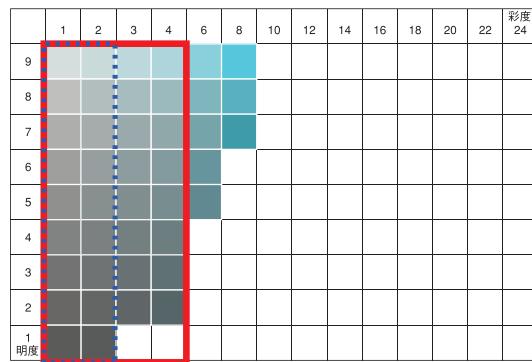
『図 色彩基準』



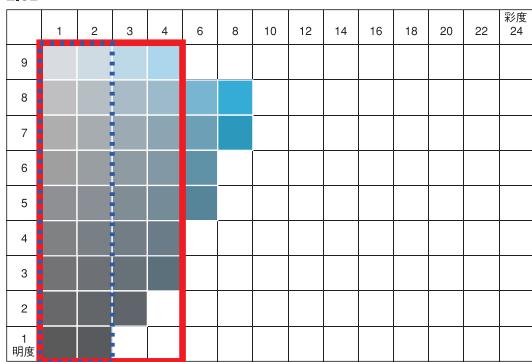
2.5G



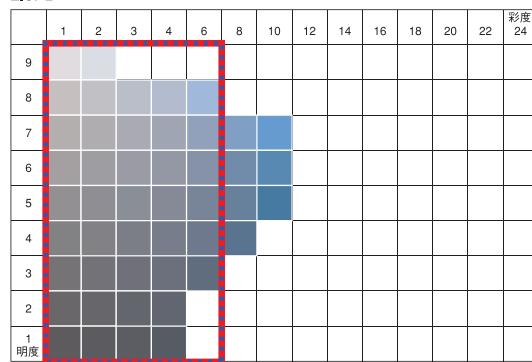
2.5BG



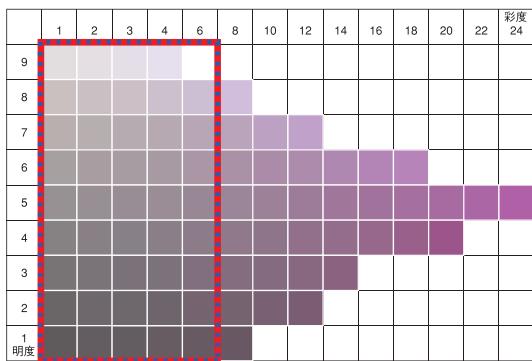
2.5B



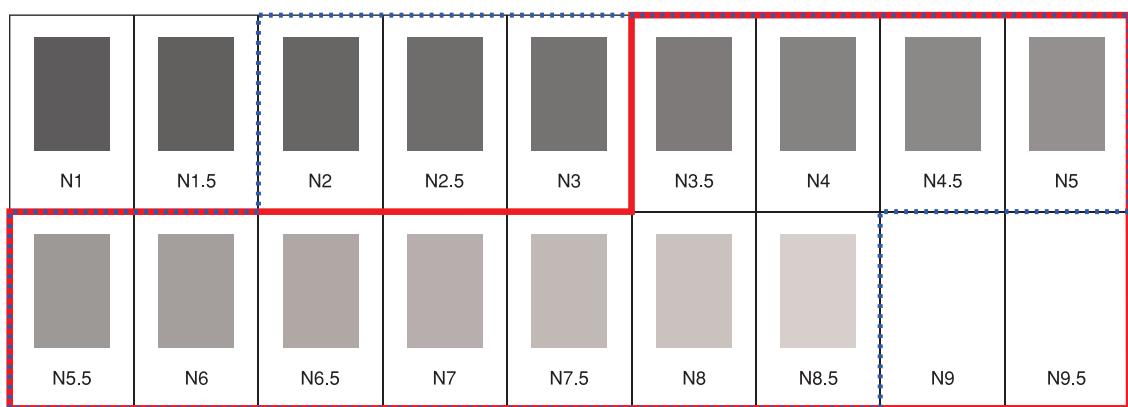
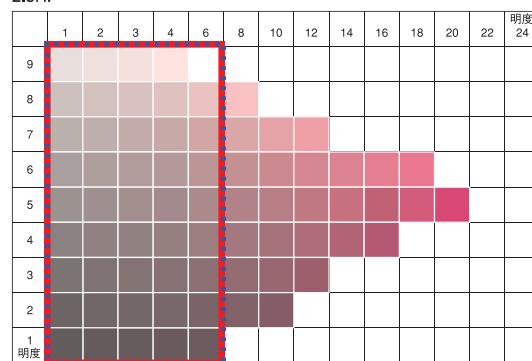
2.5PB



2.5P



2.5RP



屋根に使用する色彩の推奨範囲



外壁に使用する色彩の推奨範囲

※代表的な色相別の制限基準を示している。

六合地区

六合地区における行為の制限に関する内容を以下に示す。

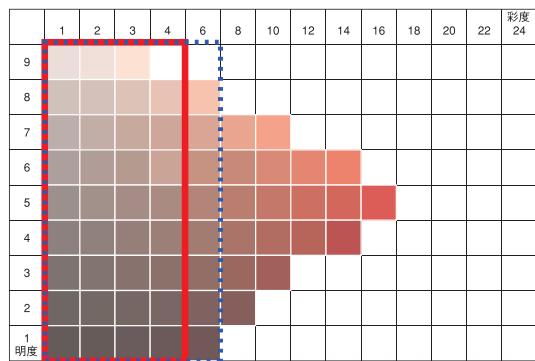
事 項	基 準	
ふるさとに会える町なかのじょうの景観特性	<p>◇現在ある美しい自然やまちなみ等の景観に配慮した「ふるさとに会える町」を具体化するのに相応しい景観の一部となるように配慮する。</p> <p>◇背後地の自然景観と農地との調和に配慮する。</p>	
位 置	<p>◇山陵の近傍にあっては、稜線を乱さないようにし、尾根から低い位置とする。</p> <p>◇隣接地の建築物の形態や土地利用に配慮した位置とする。</p> <p>◇樹姿又は樹勢が優れた樹木や水辺等が敷地内にある場合には、一体的な整備等を行い、修景に生かせるように配置する。</p>	
規 模	<p>◇周囲の街並み及び周辺の景観と調和した高さ及び規模とする。</p> <p>◇自然景観地にあっては、周辺樹木の高さとの調和に配慮した高さとする。</p>	
対 象	事 項	基 準
建築物 意匠形態	意匠全般	<p>◇建築物の意匠については、集落全体の雰囲気を乱さない。</p> <p>◇変化のない、単調な壁面を避け、周辺の街並みに調和する意匠とする。</p> <p>◇窓ガラスが割れるなどの老朽化に伴い、ふるさとの風景を著しく損なう建築物は、補修により景観上の配慮を行う。</p>
	屋 根	<p>◇周辺建築物の屋根形状に配慮し、建築物群として良好な景観となるような形状とする。</p> <p>◇建築物の屋根は、陸屋根のような単調な形状とせず、勾配屋根や勾配屋根調のデザインとする。</p>
	壁面設備	<p>◇給排水管やダクト等は、道路及び河川側の外壁に露出させないように配慮する。</p>
	屋上設備 屋外階段 ベランダ バルコニー 開放廊下	<p>◇外観に配慮する。</p>
	建 具	<p>◇建築物の外観におけるアルミやその他の金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。</p>
	付帯施設	<p>◇まちなみ形成に留意したデザインとする。</p>

対象	事項	基準
建築物	色 彩	<p>屋根</p> <p>◇彩度9以上の色彩を使用しない。 ◇基調とする色彩は、以下の内容とする。ただし、素材色はこの限りではない。 5YR～5G(5Gは含まない)：彩度2以下 5G～5YR(5YRは含まない)：彩度6以下 N2～N8.5(無彩色)：明度2以上8.5以下</p>
	外壁	<p>◇彩度9以上の色彩を使用しない。 ◇基調とする色彩は、以下の内容とする。ただし、素材色はこの限りではない。 10R～7.5Y(7.5Yは含まない)：彩度6以下 7.5Y～10R(10Rは含まない)：彩度4以下 N3.5以上(無彩色)：明度3.5以上</p>
	緑化	◇敷地内道路側の植樹、植栽に配慮する。
工作物	意匠全般	<p>◇背景地にある自然景観を損なわないように努める。 ◇周囲の景観への影響を十分に検討し、意匠等を工夫する。</p>
	色 彩	<p>◇彩度9以上を禁止する。 ◇携帯基地局の鉄塔は、以下の色彩を基調とする。 R、YR、Y：明度3以下、彩度3以下 ◇その他の工作物は、建築物と同様の色彩を基調とする。ただし、無彩色の場合は、N3.5以上(明度3.5以上)を基調とする。</p>
	緑化	◇敷地内の植樹、植栽を行う。
屋外における 物品の集積又 は貯蔵	集積、貯蔵の 方法及び遮蔽	<p>◇道路から見えにくいようにするため、道路から遠隔地より集積又は貯蔵を始め、目立つ場合は緑化等により遮蔽に配慮する。 ◇物品を積み上げる場合は、高さを抑え、周囲に圧迫感を与えないようにする。</p>
地形の外観の 変更を伴う鉱 物の掘採又は 土石等の採取	遮蔽及び事後 の措置	<p>◇採掘又は採取後の法面等は、周辺景観との調和に配慮し、十分な緑化を行う。 ◇周辺道路から目立つ場合には、緑化等により遮蔽に配慮する。</p>
土地の区画 形質の変更	土地の形状及 び緑化	<p>◇大規模な法面や擁壁を生じないようにする。やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、十分な緑化を行う。 ◇周辺道路から目立つ場合には、緑化等により遮蔽に配慮する。 ◇敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等を保全し、従前の近接性を維持するとともに、積極的に活用する。</p>

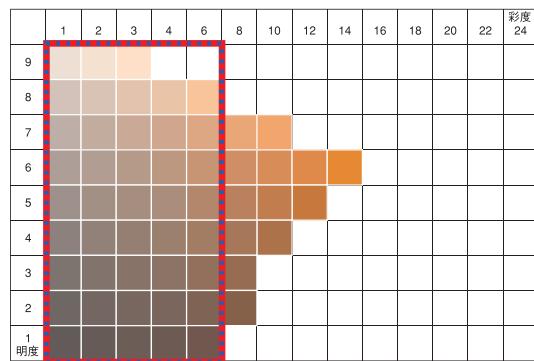
事 項	基 準
木竹の伐採又は植栽	<p>◇木竹の樹種、樹齢、樹形、生態系等を考慮し、価値の高いものや地域のシンボルとして親しまれているものは伐採しない。やむを得ず、伐採する必要が生じた場合は、必要最低限の伐採に留める。</p> <p>◇大規模な伐採を行った場合には、その周辺景観が良好に維持できるように代替措置を講じる。</p>

« 図 色彩基準 »

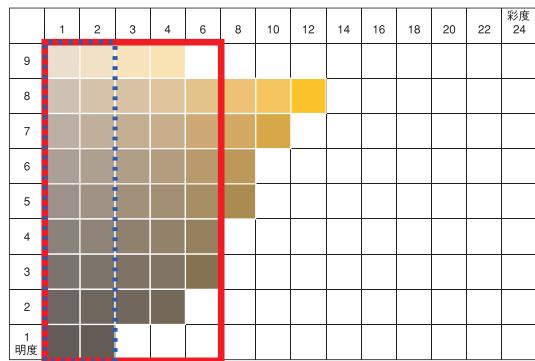
2.5R



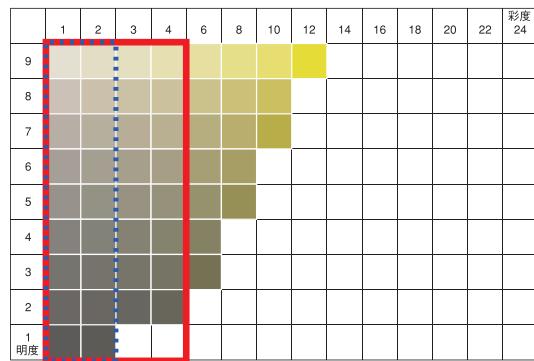
2.5YR



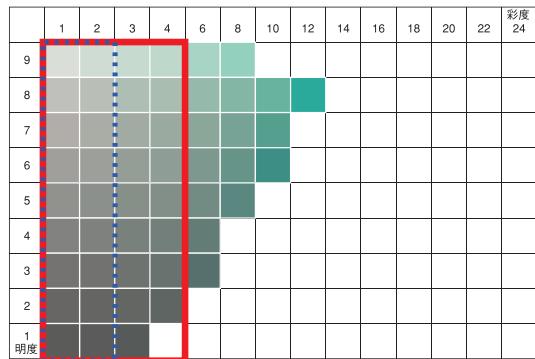
2.5Y



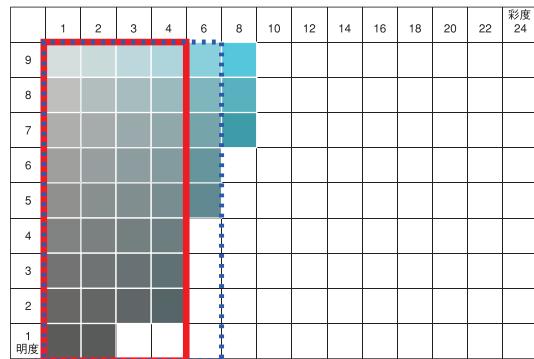
2.5GY



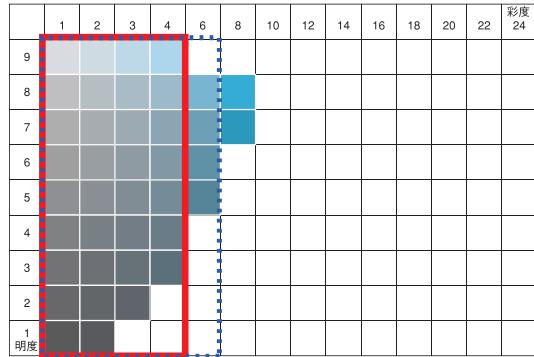
2.5G



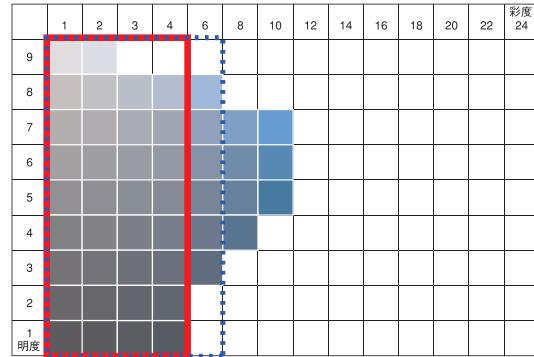
2.5BG



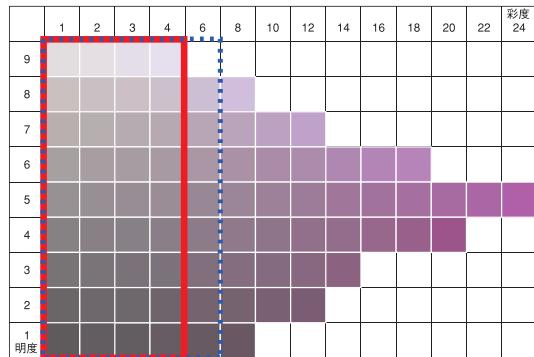
2.5B



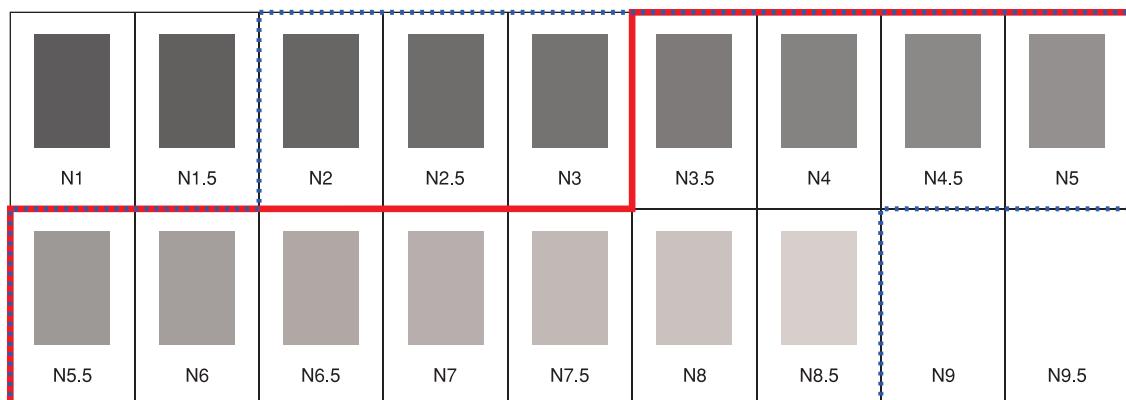
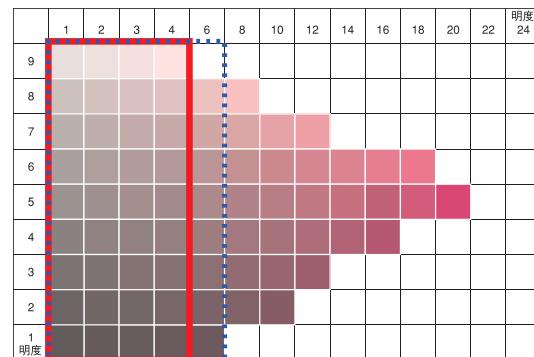
2.5PB



2.5P



2.5RP



屋根に使用する色彩の推奨範囲



外壁に使用する色彩の推奨範囲

※代表的な色相別の制限基準を示している。

赤岩地区

赤岩地区における行為の制限に関する内容を以下に示す。

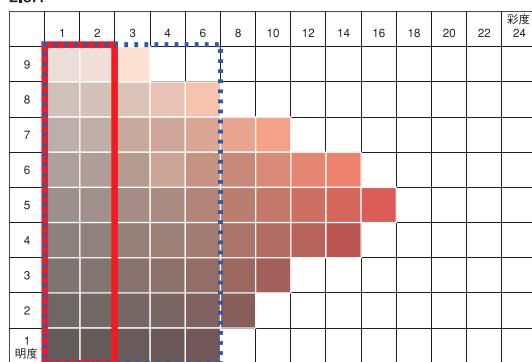
事 項	基 準	
ふるさとに会える町 なかのじょうの景観特性	<ul style="list-style-type: none"> ◇重要伝統的建造物群保存地区である赤岩地区が位置する集落地であり、養蚕業の歴史を後世に伝えるために、歴史ある民家の風景を残していく。 ◇背後地の自然景観と農地との調和に配慮する。 	
位 置	<ul style="list-style-type: none"> ◇山陵の近傍にあっては、稜線を乱さないようにし、尾根から低い位置とする。 ◇隣接地の建築物の形態や土地利用に配慮した位置とする。 ◇樹姿又は樹勢が優れた樹木や水辺等が敷地内にある場合には、一体的な整備等を行い、修景に生かせるように配置する。 	
規 模	<ul style="list-style-type: none"> ◇重要伝統的建造物群保存地区への眺望に配慮する。 ◇周囲の街並み及び周辺の景観と調和した高さ及び規模とする。 ◇自然景観地にあっては、周辺樹木の高さとの調和に配慮した高さとする。 ◇建築物や工作物の高さは、15mを越えないように配慮する。ただし、既存の建築物等の改築、修繕はこの限りではない。 	
対 象	事 項	基 準
建築物	意匠全般	<ul style="list-style-type: none"> ◇建築物の意匠については、集落全体の雰囲気を乱さない。 ◇変化のない、単調な壁面を避け、周辺の街並みに調和する意匠とする。 ◇窓ガラスが割れるなどの老朽化に伴い、ふるさとの風景を著しく損なう建築物は、補修により景観上の配慮を行う。
	屋 根	<ul style="list-style-type: none"> ◇周辺建築物の屋根形状に配慮し、建築物群として良好な景観となるような形状とする。
	壁面設備	<ul style="list-style-type: none"> ◇給排水管やダクト等は、道路及び河川側の外壁に露出させないように配慮する。
	屋上設備 屋外階段 ベランダ バルコニー 開放廊下	<ul style="list-style-type: none"> ◇外観に配慮する。
	建 具	<ul style="list-style-type: none"> ◇建築物の外観におけるアルミやその他の金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
	付帯施設	<ul style="list-style-type: none"> ◇まちなみ形成に留意したデザインとする。

対象	事項	基準
建築物	色彩	<p>屋根</p> <p>◇彩度9以上の色彩を使用しない。 ◇基調とする色彩は、以下の内容とする。ただし、素材色はこの限りではない。 5R～5YR(5YRは含まない)：彩度8以下 5YR～10GY(10GYは含まない)：彩度3以下 10GY～5R(5Rは含まない)：彩度6以下 N2～N8.5(無彩色)：明度2以上8.5以下</p>
		<p>外壁</p> <p>◇彩度9以上の色彩を使用しない。 ◇基調とする色彩は、以下の内容とする。ただし、素材色はこの限りではない。 10R～7.5Y(7.5Yは含まない)：彩度6以下 7.5Y～10R(10Rは含まない)：彩度2以下 N3.5以上(無彩色)：明度3.5以上</p>
	緑化	◇敷地内道路側の植樹、植栽に配慮する。
工作物	意匠全般	<p>◇背景地にある自然景観を損なわないように努める。 ◇周囲の景観への影響を十分に検討し、意匠等を工夫する。</p>
	色彩	<p>◇彩度9以上を禁止する。 ◇携帯基地局の鉄塔は、以下の色彩を基調とする。 R、YR、Y：明度3以下、彩度3以下 ◇その他の工作物は、建築物と同様の色彩を基調とする。ただし、無彩色の場合は、N3.5以上(明度3.5以上)を基調とする。</p>
		◇敷地内の植樹、植栽を行う。
屋外における物品の集積又は貯蔵	集積、貯蔵の方法及び遮蔽	<p>◇道路から見えにくいようにするため、道路から遠隔地より集積又は貯蔵を始め、目立つ場合は緑化等により遮蔽に配慮する。 ◇物品を積み上げる場合は、高さを抑え、周囲に圧迫感を与えないようにする。</p>
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石等の採取	遮蔽及び事後の措置	<p>◇採掘又は採取後の法面等は、周辺景観との調和に配慮し、十分な緑化を行う。 ◇周辺道路から目立つ場合には、緑化等により遮蔽に配慮する。</p>
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	<p>◇大規模な法面や擁壁を生じないようにする。やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、十分な緑化を行う。 ◇周辺道路から目立つ場合には、緑化等により遮蔽に配慮する。 ◇敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等を保全し、従前の近接性を維持するとともに、積極的に活用する。</p>

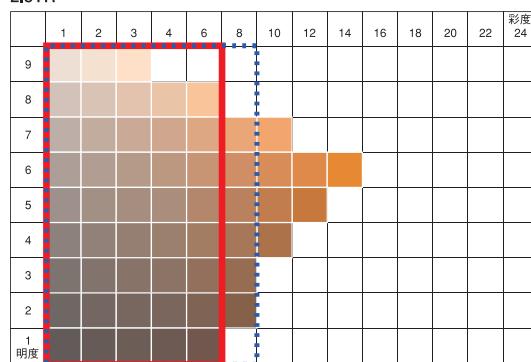
事 項	基 準
木竹の伐採又は植栽	<p>◇木竹の樹種、樹齢、樹形、生態系等を考慮し、価値の高いものや地域のシンボルとして親しまれているものは伐採しない。やむを得ず、伐採する必要が生じた場合は、必要最低限の伐採に留める。</p> <p>◇大規模な伐採を行った場合には、その周辺景観が良好に維持できるように代替措置を講じる。</p>

« 図 色彩基準 »

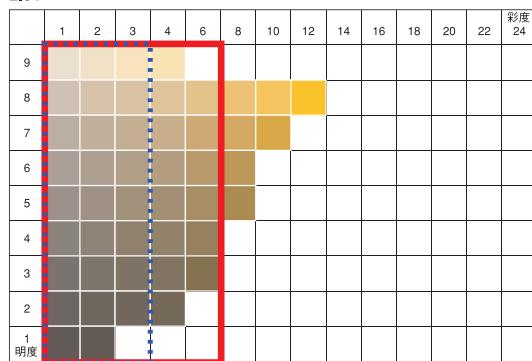
2.5R



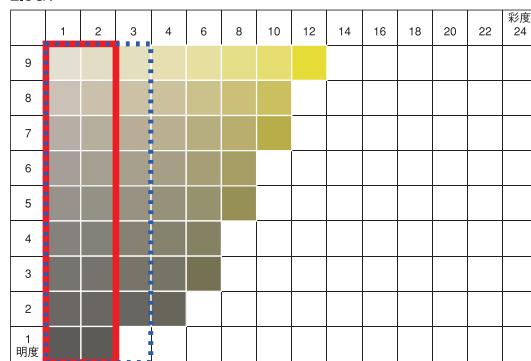
2.5YR



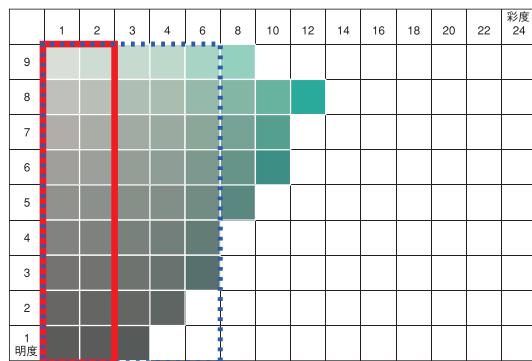
2.5Y



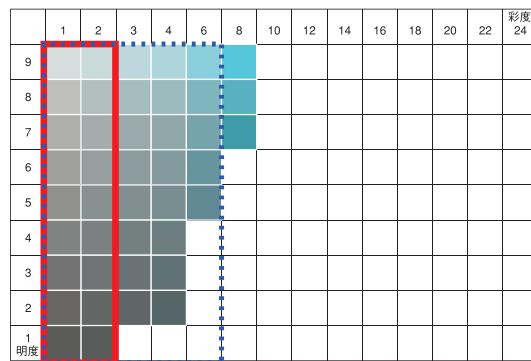
2.5GY



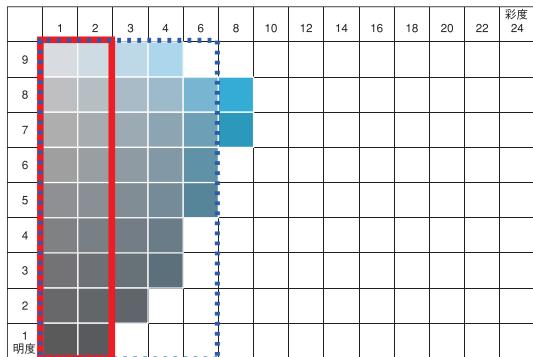
2.5G



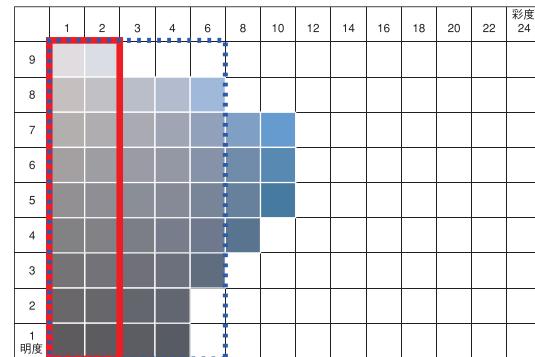
2.5BG



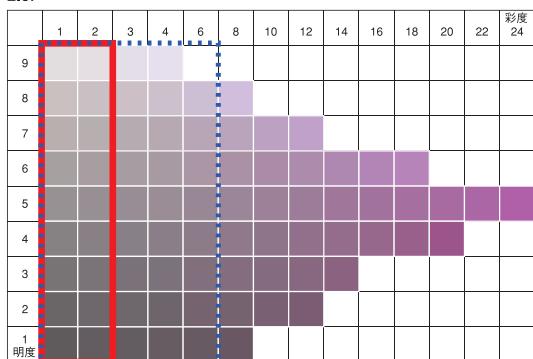
2.5B



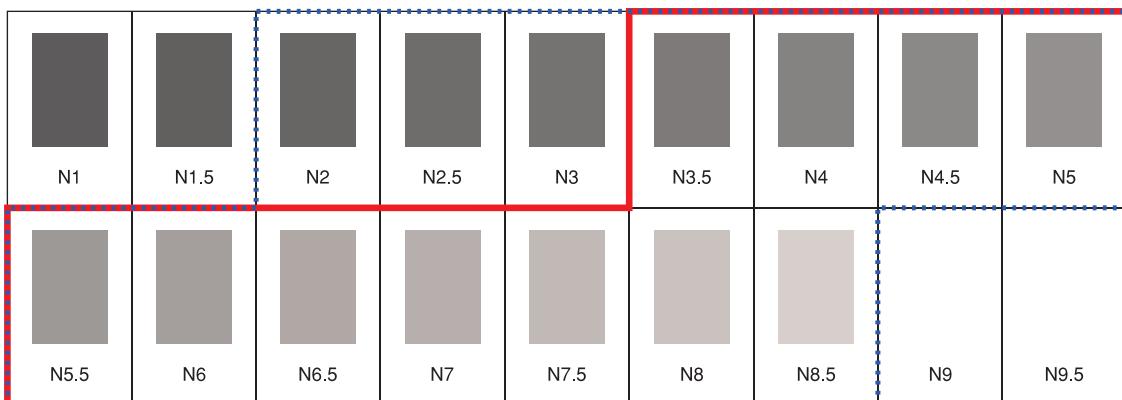
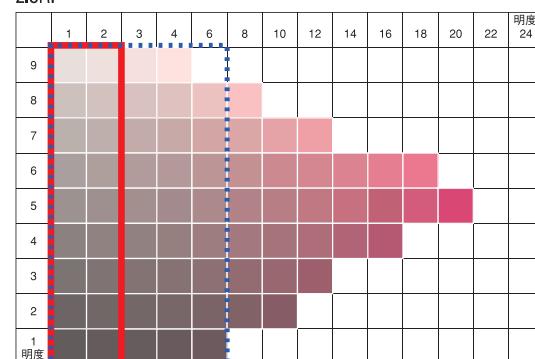
2.5PB



2.5P



2.5RP



屋根に使用する色彩の推奨範囲



外壁に使用する色彩の推奨範囲

※代表的な色相別の制限基準を示している。

沿道地区(四万街道、日本ロマンチック街道、長野街道、中之条停車場線、中之条湯河原線)

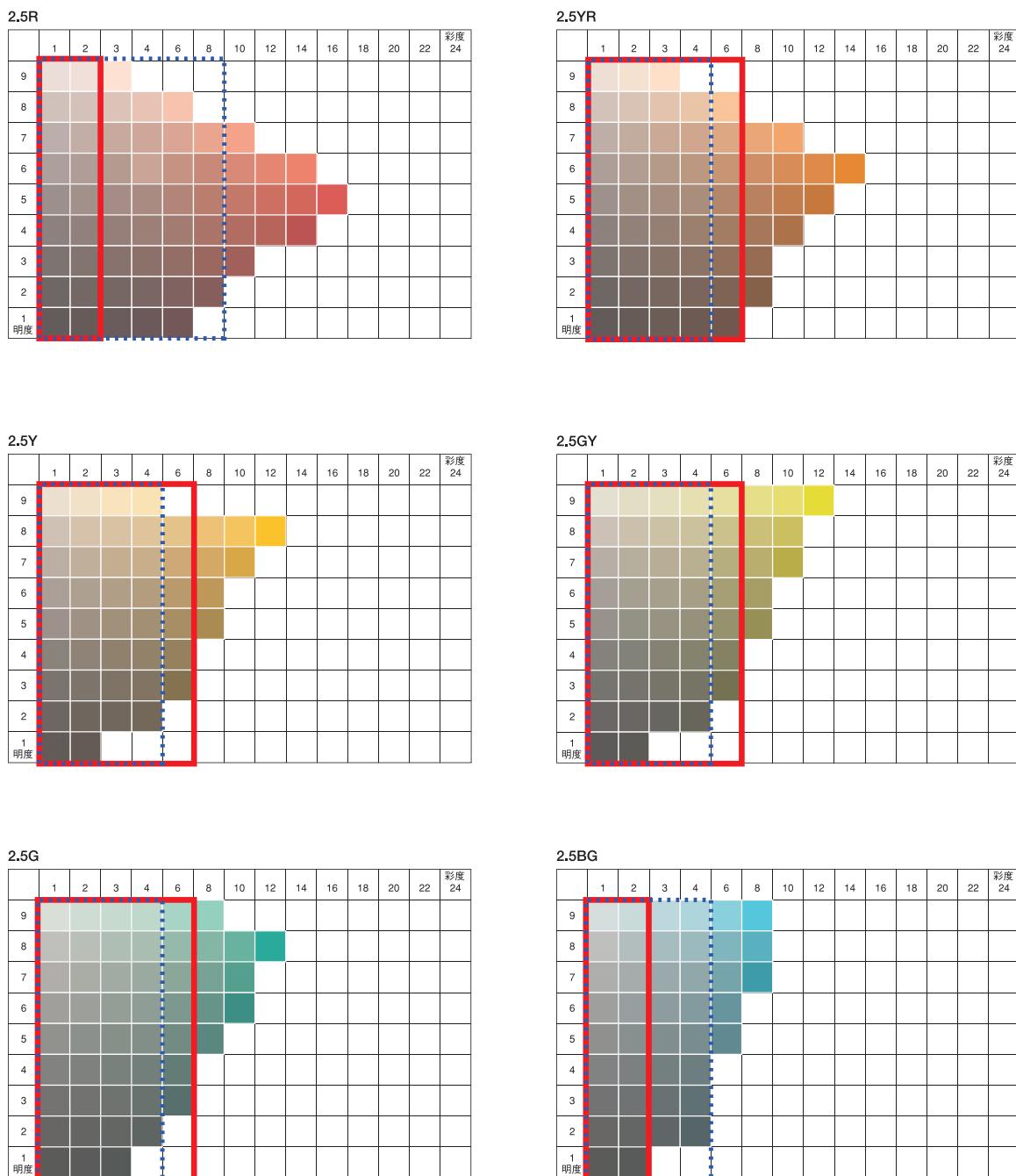
沿道地区(四万街道、日本ロマンチック街道、長野街道、中之条停車場線、中之条湯河原線)における行為の制限に関する内容を以下に示す。

事 項	基 準	
ふるさとに会える町 なかのじょうの景観特性	◇現在ある美しい自然やまちなみ等の景観に配慮した「ふるさとに会える町」を具体化するのに相応しい景観の一部となるように配慮する。	
位 置	◇山陵の近傍にあっては、稜線を乱さないようにし、尾根から低い位置とする。 ◇隣接地の建築物の形態や土地利用に配慮した位置とする。 ◇樹姿又は樹勢が優れた樹木や水辺等が敷地内にある場合には、一体的な整備等を行い、修景に生かせるように配置する。	
規 模	◇周囲の街並み及び周辺の景観と調和した高さ及び規模とする。 ◇自然景観地にあっては、周辺樹木の高さとの調和に配慮した高さとする。	
対 象	事 項	基 準
建築物	意匠全般	◇建築物の意匠については、集落全体の雰囲気を乱さない。 ◇変化のない、単調な壁面を避け、周辺の街並みに調和する意匠とする。 ◇窓ガラスが割れるなどの老朽化に伴い、ふるさとの風景を著しく損なう建築物は、補修により景観上の配慮を行う。
	屋 根	◇周辺建築物の屋根形状に配慮し、建築物群として良好な景観となるような形状とする。
	壁面設備	◇給排水管やダクト等は、道路及び河川側の外壁に露出させないように配慮する。
	屋上設備 屋外階段 ベランダ バルコニー 開放廊下	◇外観に配慮する。
	建 具	◇建築物の外観におけるアルミやその他の金属の建具等は、壁面の色彩と調和させる。
	付帯施設	◇まちなみ形成に留意したデザインとする。

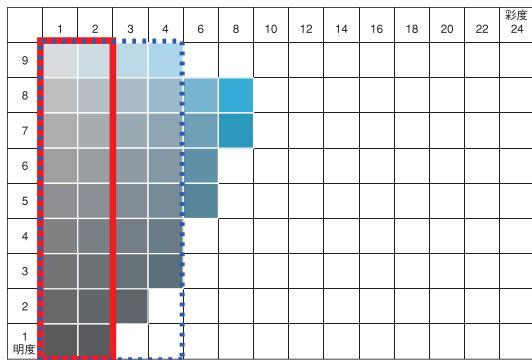
対象	事項	基準
建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ◇彩度9以上の色彩を使用しない。 ◇基調とする色彩は、以下の内容とする。ただし、素材色はこの限りではない。 2.5R ~ 2.5YR(2.5YRは含まない) : 彩度8以下 2.5YR ~ 2.5R(2.5Rは含まない) : 彩度4以下 N2 ~ N8.5(無彩色) : 明度2以上8.5以下
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ◇各立面における彩度9以上の使用は各立面積の20%以内とする。ただし、20%以内であっても模様や配色が景観上相応しくないと認められる場合には、景観アドバイザー又は景観審議会が判断を行う。 ◇基調とする色彩は、以下の内容とする。ただし、素材色はこの限りではない。 10R ~ 2.5BG(2.5BGは含まない) : 彩度6以下 2.5BG ~ 10R(10Rは含まない) : 彩度2以下 N3.5以上(無彩色) : 明度3.5以上
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ◇敷地内道路側の植樹、植栽に配慮する。
工作物	意匠全般	<ul style="list-style-type: none"> ◇背景地にある自然景観を損なわないように努める。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ◇彩度9以上を禁止する。 ◇携帯基地局の鉄塔は、以下の色彩を基調とする。 R、YR、Y: 明度3以下、彩度3以下 ◇その他の工作物は、建築物と同様の色彩を基調とする。ただし、無彩色の場合は、N3.5以上(明度3.5以上)を基調とする。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ◇敷地内の植樹、植栽を行う。
屋外における物品の集積又は貯蔵	集積、貯蔵の方法及び遮蔽	<ul style="list-style-type: none"> ◇道路から見えにくいようにするため、道路から遠隔地より集積又は貯蔵を始め、目立つ場合は緑化等により遮蔽に配慮する。 ◇物品を積み上げる場合は、高さを抑え、周囲に圧迫感を与えないようにする。
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採又は土石等の採取	遮蔽及び事後の措置	<ul style="list-style-type: none"> ◇採掘又は採取後の法面等は、周辺景観との調和に配慮し、十分な緑化を行う。 ◇周辺道路から目立つ場合には、緑化等により遮蔽に配慮する。
土地の区画形質の変更	土地の形状及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> ◇大規模な法面や擁壁を生じないようにする。やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、十分な緑化を行う。 ◇周辺道路から目立つ場合には、緑化等により遮蔽に配慮する。 ◇敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等を保全し、従前の近接性を維持するとともに、積極的に活用する。

事 項	基 準
木竹の伐採又は植栽	<p>◇木竹の樹種、樹齢、樹形、生態系等を考慮し、価値の高いものや地域のシンボルとして親しまれているものは伐採しない。やむを得ず、伐採する必要が生じた場合は、必要最低限の伐採に留める。</p> <p>◇大規模な伐採を行った場合には、その周辺景観が良好に維持できるように代替措置を講じる。</p>

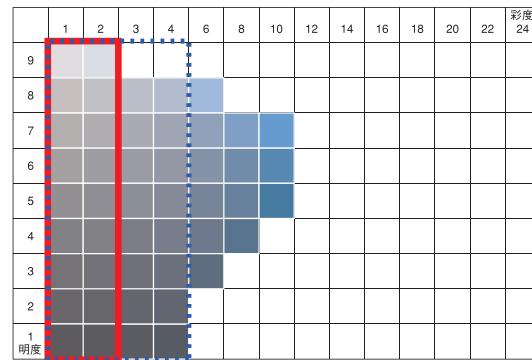
« 図 色彩基準 »



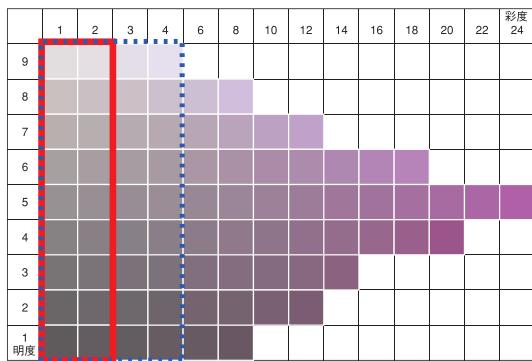
2.5B



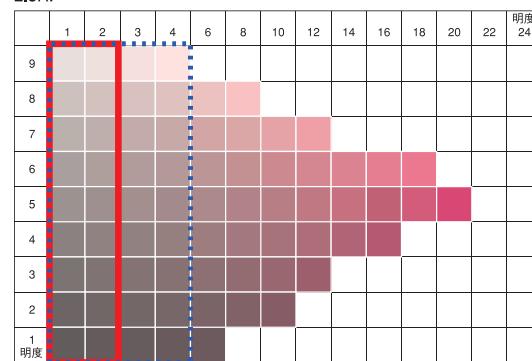
2.5PB



2.5P



2.5RP



※代表的な色相別の制限基準を示している。